



# 宮 崎 県 公 報

平成31年4月1日(月曜日) 第3085号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

## 目 次

<b>規 則</b>	頁	
○宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則…………… (人事課) 1		○宮崎県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令…………… (総務課) 34
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則…………… (障がい福祉課) 9		○建設技術専門研修規程の一部を改正する訓令… (技術企画課) 35
○児童福祉法第56条の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則…………… (こども家庭課) 11		<b>公 告</b>
○宮崎県職業訓練の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… (雇用労働政策課) 13		○大規模小売店舗の変更に関する届出 (2件) … (商工政策課) 36
<b>告 示</b>		○家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植講習会修業試験の合格者…………… (家畜防疫対策課) 37
○有害興行の指定…………… (こども家庭課) 13		<b>企業局企業管理規程</b>
○みやざき林業大学校研修規程…………… (森林経営課) 14		○企業局企業職員就業規程の一部を改正する企業管理規程…………… 37
○道路の区域の変更…………… (道路保全課) 20		<b>人事委員会告示</b>
○道路の供用の開始…………… ( “ ) 20		○公印規程の一部を改正する告示…………… 38
○道路の占用を制限する区域の指定…………… ( “ ) 20		<b>公安委員会規則</b>
○歳入の徴収の事務の委託 (2件) …… (建築住宅課) 20		○宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則…………… 38
<b>訓 令</b>		<b>公安委員会公告</b>
○公印規程の一部を改正する訓令…………… (総務課) 21		○警備員等の検定の実施について…………… 39
○宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) 25		<b>選挙管理委員会告示</b>
○宮崎県財務規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める規程の一部を改正する訓令…………… (財政課) 29		○政党その他の政治団体の設立、異動及び解散の届出…………… 40
		○資金管理団体の指定及び資金管理団体でなくなった旨の届出…………… 43

## 規 則

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年4月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第23号

#### 宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則

第1条 宮崎県事務委任規則(昭和40年宮崎県規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
出先機関の長	委 任 事 務	出先機関の長	委 任 事 務
[略]		[略]	
西臼杵支庁長	1 [略] 2 生活保護法(昭和25年法律第144号)による次の事務 (1)~(14) [略] (15) <u>第55条の5</u> の規定による報告の要求に関すること。 (16) <u>第55条の6</u> 第1項の規定による被保護者	西臼杵支庁長	1 [略] 2 生活保護法(昭和25年法律第144号)による次の事務 (1)~(14) [略] (15) <u>第55条の6</u> の規定による報告の要求に関すること。 (16) <u>第55条の7</u> 第1項の規定による被保護者

<p>就労支援事業の実施に関すること。                  (17)～(27) [略]                  2の2 [略]                  2の3 生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)による次の事務                  (1) <u>第4条第1項</u>の規定による生活困窮者自立相談支援事業の実施に関すること。                  (2) <u>第5条第1項</u>の規定による生活困窮者住居確保給付金の支給に関すること。                    (3) <u>第6条第1項</u>の規定による同項各号に掲げる事業の実施に関すること。                  (4) <u>第15条第1項</u>の規定による命令及び質問に関すること。                  (5) <u>第16条</u>の規定による資料の提供等の請求に関すること。                  3・3の2 [略]                  3の3 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則(昭和47年宮崎県規則第7号)による次の事務                  (1)～(6) [略]                  (7) 第9条第1項の規定による修学資金、技能習得資金、<u>生活資金又は修業資金</u>の貸付けを将来に向かってやめられるべき理由が生じたときの届出の受理に関すること。                  (8) 第9条第2項の規定による修学資金、技能習得資金、<u>生活資金又は修業資金</u>の貸付けの停止の通知に関すること。                  (9)～(14) [略]                  3の4～12 [略]                  13 火薬類取締法施行規則(昭和25年通商産業省令第88号) <u>第15条の表(2)</u>の規定による安全な場所の指示に関すること。                  13の2～21 [略]                  22 道路法(昭和27年法律第180号)による次の事務                  (1)～(13) [略]                    (14)～(44) [略]                  (45) <u>第69条第2項(第91条第4項において準用する場合を含む。)</u>の規定による損失補償に係る協議に関すること。                  (46)～(53) [略]                  22の2・23 [略]                  24 道路管理者の意見聴取に関する省令(昭和26年運輸・建設省令第1号)による次の事務                  (1)～(4) [略]                  24の2～26 [略]                  27 河川法(昭和39年法律第167号)による次の事務                  (1)～(14) [略]</p>		<p>就労支援事業の実施に関すること。                  (17)～(27) [略]                  2の2 [略]                  2の3 生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)による次の事務                  (1) <u>第5条第1項</u>の規定による生活困窮者自立相談支援事業の実施に関すること。                  (2) <u>第6条第1項</u>の規定による生活困窮者住居確保給付金の支給に関すること。                  (3) <u>第7条第1項</u>の規定による生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業の実施に関すること。                  (4) <u>第7条第2項</u>の規定による同項各号に掲げる事業の実施に関すること。                  (5) <u>第21条第1項</u>の規定による命令及び質問に関すること。                  (6) <u>第22条</u>の規定による資料の提供等の請求に関すること。                  3・3の2 [略]                  3の3 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則(昭和47年宮崎県規則第7号)による次の事務                  (1)～(6) [略]                  (7) 第9条第1項の規定による修学資金、技能習得資金、<u>修業資金又は生活資金</u>の貸付けを将来に向かってやめられるべき理由が生じたときの届出の受理に関すること。                  (8) 第9条第2項の規定による修学資金、技能習得資金、<u>修業資金又は生活資金</u>の貸付けの停止の通知に関すること。                  (9)～(14) [略]                  3の4～12 [略]                  13 火薬類取締法施行規則(昭和25年通商産業省令第88号) <u>第15条第1項の表(2)</u>の規定による安全な場所の指示に関すること。                  13の2～21 [略]                  22 道路法(昭和27年法律第180号)による次の事務                  (1)～(13) [略]                  (14) <u>第44条第6項(第69条第2項及び第91条第4項において準用する場合に限る。)</u>の規定による損失補償に係る協議に関すること。                  (15)～(45) [略]                    (46)～(53) [略]                  22の2・23 [略]                  24 道路管理者の意見聴取に関する省令(昭和26年運輸省、建設省令第1号)による次の事務                  (1)～(4) [略]                  24の2～26 [略]                  27 河川法(昭和39年法律第167号)による次の事務                  (1)～(14) [略]</p>
--	--	--

	<p>(15) <u>第99条</u>の規定による河川管理施設の維持、操作等の委託に関すること。</p> <p>27の2～35の2 [略]</p> <p>36 土地改良法(昭和24年法律第195号)による次の事務</p> <p>(1) <u>第18条第16項</u>の規定による役員の就任、退任、氏名の変更及び住所の変更の届出の受理に関すること。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>第68条第4項</u>において準用する<u>第18条第16項</u>の規定による清算人の就任、退任、氏名の変更及び住所の変更の届出の受理に関すること。</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) <u>第84条</u>において準用する<u>第18条第16項</u>の規定による役員の就任、退任、氏名の変更及び住所の変更の届出の受理に関すること。</p> <p>(6) <u>第84条</u>において準用する<u>第68条第2項</u>において準用する<u>第18条第16項</u>の規定による清算人の就任、退任、氏名の変更及び住所の変更の届出の受理に関すること。</p> <p>(7)～(17) [略]</p> <p>(18) <u>第113条の2第1項</u>の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(19) <u>第113条の3</u>の規定による所管登記所への届出に関すること。</p> <p>(20)・(21) [略]</p> <p>(22) <u>第132条</u>の規定による400ヘクタール未満の土地改良区に係る報告の徴収及び検査に関すること。</p> <p>36の2～36の8 [略]</p> <p>37 森林法(昭和26年法律第249号)による次の事務</p> <p>(1)～(15) [略]</p> <p>(16)～(22) [略]</p> <p>37の2～43の4 [略]</p> <p>44 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)による次の事務</p> <p>(1)～(15) [略]</p> <p>(16) <u>第53条第3項</u>の規定による報告の徴収、立入検査及び質問に関すること(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)<u>第28条第1項</u>の規定による報告の徴収、立入検査及び質問に関することに限る。)</p> <p>(17) [略]</p> <p>44の2～66 [略]</p>	<p>(15) <u>第99条第1項</u>の規定による河川管理施設の維持、操作等の委託に関すること。</p> <p>27の2～35の2 [略]</p> <p>36 土地改良法(昭和24年法律第195号)による次の事務</p> <p>(1) <u>第18条第17項</u>の規定による役員の就任、退任、氏名の変更及び住所の変更の届出の受理に関すること。</p> <p>(2) <u>第29条の2第4項</u>の規定による決算関係書類の受理に関すること。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) <u>第68条第4項</u>において準用する<u>第18条第17項</u>の規定による清算人の就任、退任、氏名の変更及び住所の変更の届出の受理に関すること。</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) <u>第84条</u>において準用する<u>第18条第17項</u>の規定による役員の就任、退任、氏名の変更及び住所の変更の届出の受理に関すること。</p> <p>(7) <u>第84条</u>において準用する<u>第68条第4項</u>において準用する<u>第18条第17項</u>の規定による清算人の就任、退任、氏名の変更及び住所の変更の届出の受理に関すること。</p> <p>(8)～(18) [略]</p> <p>(19) <u>第113条の3第1項</u>の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(20) <u>第113条の4</u>の規定による所管登記所への届出に関すること。</p> <p>(21)・(22) [略]</p> <p>(23) <u>第132条第1項</u>の規定による400ヘクタール未満の土地改良区に係る報告の徴収及び検査に関すること。</p> <p>36の2～36の8 [略]</p> <p>37 森林法(昭和26年法律第249号)による次の事務</p> <p>(1)～(15) [略]</p> <p>(16) <u>第39条第1項</u>の規定による標識の設置に関すること。</p> <p>(17)～(23) [略]</p> <p>37の2～43の4 [略]</p> <p>44 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)による次の事務</p> <p>(1)～(15) [略]</p> <p>(16) <u>第53条第3項</u>の規定による報告の徴収、立入検査及び質問に関すること(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)<u>第29条第1項</u>の規定による報告の徴収、立入検査及び質問に関することに限る。)</p> <p>(17) [略]</p> <p>44の2～66 [略]</p>
[略]	[略]	[略]
福祉コード	1 生活保護法による次の事務	福祉コード 1 生活保護法による次の事務

<p>もセンタ ー所長及 び福祉事 務所長</p>	<p>(1)～(14) [略] (15) <u>第55条の5</u>の規定による報告の要求に関する こと。 (16) <u>第55条の6第1項</u>の規定による被保護者 就労支援事業の実施に関する こと。 (17)～(27) [略] 1の2 [略] 1の3 生活困窮者自立支援法による次の事務 (1) <u>第4条第1項</u>の規定による生活困窮者自 立相談支援事業の実施に関する こと。 (2) <u>第5条第1項</u>の規定による生活困窮者住 居確保給付金の支給に関する こと。  (3) <u>第6条第1項</u>の規定による同項各号に掲 げる事業の実施に関する こと。 (4) <u>第15条第1項</u>の規定による命令及び質問 に関する こと。 (5) <u>第16条</u>の規定による資料の提供等の請求 に関する こと。 2・2の2 [略] 2の3 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則 による次の事務 (1)～(6) [略] (7) <u>第9条第1項</u>の規定による修学資金、技 能習得資金、<u>生活資金又は修業資金</u>の貸付け を将来に向かってやめられるべき理由が生じ たときの届出の受理に関する こと。 (8) <u>第9条第2項</u>の規定による修学資金、技 能習得資金、<u>生活資金又は修業資金</u>の貸付け の停止の通知に関する こと。 (9)～(14) [略] 2の4～7 [略]</p>	<p>もセンタ ー所長及 び福祉事 務所長</p>	<p>(1)～(14) [略] (15) <u>第55条の6</u>の規定による報告の要求に関する こと。 (16) <u>第55条の7第1項</u>の規定による被保護者 就労支援事業の実施に関する こと。 (17)～(27) [略] 1の2 [略] 1の3 生活困窮者自立支援法による次の事務 (1) <u>第5条第1項</u>の規定による生活困窮者自 立相談支援事業の実施に関する こと。 (2) <u>第6条第1項</u>の規定による生活困窮者住 居確保給付金の支給に関する こと。 (3) <u>第7条第1項</u>の規定による生活困窮者就 労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援 事業の実施に関する こと。 (4) <u>第7条第2項</u>の規定による同項各号に掲 げる事業の実施に関する こと。 (5) <u>第21条第1項</u>の規定による命令及び質問 に関する こと。 (6) <u>第22条</u>の規定による資料の提供等の請求 に関する こと。 2・2の2 [略] 2の3 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則 による次の事務 (1)～(6) [略] (7) <u>第9条第1項</u>の規定による修学資金、技 能習得資金、<u>修業資金又は生活資金</u>の貸付け を将来に向かってやめられるべき理由が生じ たときの届出の受理に関する こと。 (8) <u>第9条第2項</u>の規定による修学資金、技 能習得資金、<u>修業資金又は生活資金</u>の貸付け の停止の通知に関する こと。 (9)～(14) [略] 2の4～7 [略]</p>
<p>保健所長</p>	<p>1～30 [略] 31 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（ 昭和25年法律第 123号）による次の事務</p>	<p>保健所長</p>	<p>1～30 [略] 31 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（ 昭和25年法律第 123号）による次の事務 (1) <u>第22条第1項</u>の規定による指定医の診察 及び保護の申請の受理に関する こと。 (2) <u>第23条</u>の規定による通報の受理に関する こと。 (3) <u>第26条の2</u>の規定による退院の申出の受 理に関する こと。 (4) <u>第26条の3</u>の規定による通報の受理に関 する こと。 (5) <u>第27条第1項及び第2項</u>の規定による指 定医の診察に関する こと。 (6) <u>第27条第3項</u>の規定による職員の立会い に関する こと。 (7) <u>第27条第4項</u>（<u>第29条の2第4項</u>におい て準用する場合を含む。）の規定による立入 りに関する こと。 (8) <u>第28条第1項</u>の規定による診察の通知に 関する こと。</p>

	<p>(1) <u>第38条の6第1項の規定による報告の徴収等に関すること。</u></p> <p>(2) <u>第40条の規定による措置入院患者の2週間以内の仮退院の許可に関すること。</u></p> <p>32～34 [略]</p> <p>34の2 特定医療費(指定難病)支給認定実施要綱(平成26年12月18日定め)による次の事務</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>第5の1の(6)の規定による申請の受理に関すること。</u></p> <p>(5) <u>第5の1の(6)の規定による受給者証の再交付に関すること。</u></p> <p>(6) <u>第5の1の(6)の規定による受給者証の返還の受理に関すること。</u></p> <p>(7) <u>第5の1の(7)の規定による受給者証の返還の受理に関すること。</u></p> <p>(8)～(19) [略]</p> <p>35 小児慢性特定疾病医療費支給認定実施要綱(平成27年1月1日定め)による次の事務</p> <p>(1)～(7) [略]</p>		<p>(9) <u>第29条第1項の規定による入院措置に関すること。</u></p> <p>(10) <u>第29条第3項(第29条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定による通知に関すること。</u></p> <p>(11) <u>第29条の2第1項の規定による入院措置に関すること。</u></p> <p>(12) <u>第29条の2第2項の規定による決定に関すること。</u></p> <p>(13) <u>第29条の2の2第1項の規定による移送に関すること。</u></p> <p>(14) <u>第29条の2の2第2項の規定による通知に関すること。</u></p> <p>(15) <u>第29条の2の2第3項の規定による行動の制限に関すること。</u></p> <p>(16) <u>第29条の3の規定による入院措置を採らない旨の通知に関すること。</u></p> <p>(17) <u>第29条の4第1項の規定による入院措置の解除に関すること。</u></p> <p>(18) <u>第29条の5の規定による届出の受理に関すること。</u></p> <p>(19) <u>第31条の規定による費用の徴収に関すること。</u></p> <p>(20) <u>第34条の規定による医療保護入院等のための移送に関すること。</u></p> <p>(21) <u>第38条の6第1項及び第2項の規定による報告の徴収等に関すること。</u></p> <p>(22) <u>第38条の7第1項の規定による改善命令等に関すること。</u></p> <p>(23) <u>第40条の規定による仮退院の許可に関すること。</u></p> <p>32～34 [略]</p> <p>34の2 特定医療費(指定難病)支給認定実施要綱(平成26年12月18日定め)による次の事務</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>第5の1の(7)の規定による申請の受理に関すること。</u></p> <p>(5) <u>第5の1の(7)の規定による受給者証の再交付に関すること。</u></p> <p>(6) <u>第5の1の(7)の規定による受給者証の返還の受理に関すること。</u></p> <p>(7) <u>第5の1の(8)の規定による受給者証の返還の受理に関すること。</u></p> <p>(8)～(19) [略]</p> <p>35 小児慢性特定疾病医療費支給認定実施要綱(平成27年1月1日定め)による次の事務</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) <u>第7の1の(4)の規定による申請の受理に関すること。</u></p> <p>(9) <u>第7の1の(4)の規定による受給者証の再交付に関すること。</u></p> <p>(10) <u>第7の1の(4)の規定による受給者証の返還の受理に関すること。</u></p> <p>(11) <u>第7の1の(5)の規定による受給者証の</u></p>
--	---	--	---

	<p>(8)~(15) [略]</p> <p>(16) 第9の5の規定による受給者証の返還の受理に関する<u>こと。</u></p> <p>(17)~(19) [略]</p> <p>35の2 宮崎県肝炎治療費助成事業実施要領(平成20年3月3日定め)による次の事務</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第8条第2項の規定による結果の通知に関する<u>こと。</u></p> <p>(3) 第9条の規定による受給者証の交付に関する<u>こと。</u></p> <p>(4)~(10) [略]</p> <p>36~70 [略]</p>		<p>返還の受理に関する<u>こと。</u></p> <p>(12)~(19) [略]</p> <p>(20)~(22) [略]</p> <p>35の2 宮崎県肝炎治療費助成事業実施要領(平成20年3月3日定め)による次の事務</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第9条第1項の規定による受給者証の交付に関する<u>こと。</u></p> <p>(3) 第9条第2項の規定による結果の通知に関する<u>こと。</u></p> <p>(4)~(10) [略]</p> <p>(11) 第16条第3項の規定による請求書の受理に関する<u>こと。</u></p> <p>35の3 宮崎県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要領(平成30年8月31日定め)による次の事務</p> <p>(1) 第6条第1項の規定による申請の受理に関する<u>こと。</u></p> <p>(2) 第8条の規定による参加者証の交付に関する<u>こと。</u></p> <p>(3) 第10条第1項の規定による届出の受理に関する<u>こと。</u></p> <p>(4) 第11条第1項の規定による申請の受理に関する<u>こと。</u></p> <p>(5) 第11条第2項の規定による参加者証の交付に関する<u>こと。</u></p> <p>(6) 第12条第1項の規定による申請の受理に関する<u>こと。</u></p> <p>(7) 第12条第2項の規定による参加者証の交付に関する<u>こと。</u></p> <p>(8) 第14条第1項の規定による申請の受理に関する<u>こと。</u></p> <p>(9) 第14条第2項の規定による参加終了通知書の送付に関する<u>こと。</u></p> <p>(10) 第15条第3項の規定による請求書の受理に関する<u>こと。</u></p> <p>36~70 [略]</p>
[略]		[略]	
<p>農林振興局長</p>	<p>1~2の29 [略]</p> <p>3 土地改良法による次の事務</p> <p>(1) 第18条第16項の規定による役員の就任、退任、氏名の変更及び住所の変更の届出の受理に関する<u>こと。</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 第68条第4項において準用する第18条第16項の規定による清算人の就任、退任、氏名の変更及び住所の変更の届出の受理に関する<u>こと。</u></p>	<p>農林振興局長</p>	<p>1~2の29 [略]</p> <p>3 土地改良法による次の事務</p> <p>(1) 第18条第17項の規定による役員の就任、退任、氏名の変更及び住所の変更の届出の受理に関する<u>こと。</u></p> <p>(2) 第29条の2第4項の規定による決算関係書類の受理に関する<u>こと。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 第68条第4項において準用する第18条第17項の規定による清算人の就任、退任、氏名の変更及び住所の変更の届出の受理に関する<u>こと。</u></p>

	<p>(4) [略]</p> <p>(5) 第84条において準用する第18条第16項の規定による役員の就任、退任、氏名の変更及び住所の変更の届出の受理に関すること。</p> <p>(6) 第84条において準用する第68条第2項において準用する第18条第16項の規定による清算人の就任、退任、氏名の変更及び住所の変更の届出の受理に関すること。</p> <p>(7)～(17) [略]</p> <p>(18) 第 113条の2第1項の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(19) 第 113条の3の規定による所管登記所への届出に関すること。</p> <p>(20)・(21) [略]</p> <p>(22) 第 132条の規定による 400ヘクタール未満の土地改良区に係る報告の徴収及び検査に関すること。</p> <p>3の2～4の6 [略]</p> <p>5 森林法による次の事務 (1)～(15) [略]</p> <p>(16)～(22) [略]</p> <p>5の2～7 [略]</p> <p>8 火薬類取締法施行規則第15条の表(2)の規定による安全な場所の指示に関すること。</p> <p>9～18 [略]</p> <p>19 宮崎県漁業調整規則(昭和39年宮崎県規則第23号)による次の事務(県内に住所を有する者に係るものに限る。)(中部農林振興局、南那珂農林振興局、児湯農林振興局及び東臼杵農林振興局に限る。) (1)～(12) [略]</p> <p>20～25 [略]</p>		<p>(5) [略]</p> <p>(6) 第84条において準用する第18条第17項の規定による役員の就任、退任、氏名の変更及び住所の変更の届出の受理に関すること。</p> <p>(7) 第84条において準用する第68条第4項において準用する第18条第17項の規定による清算人の就任、退任、氏名の変更及び住所の変更の届出の受理に関すること。</p> <p>(8)～(18) [略]</p> <p>(19) 第 113条の3第1項の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(20) 第 113条の4の規定による所管登記所への届出に関すること。</p> <p>(21)・(22) [略]</p> <p>(23) 第 132条第1項の規定による 400ヘクタール未満の土地改良区に係る報告の徴収及び検査に関すること。</p> <p>3の2～4の6 [略]</p> <p>5 森林法による次の事務 (1)～(15) [略]</p> <p>(16) 第39条第1項の規定による標識の設置に関すること。</p> <p>(17)～(23) [略]</p> <p>5の2～7 [略]</p> <p>8 火薬類取締法施行規則第15条第1項の表(2)の規定による安全な場所の指示に関すること。</p> <p>9～18 [略]</p> <p>19 宮崎県漁業調整規則(昭和39年宮崎県規則第23号)による次の事務(県内に住所を有する者に係るものに限る。)(南那珂農林振興局及び東臼杵農林振興局に限る。) (1)～(12) [略]</p> <p>20～25 [略]</p>
	[略]		[略]
土木事務 所長	<p>1～7 [略]</p> <p>8 道路法による次の事務 (1)～(13) [略]</p> <p>(14)～(44) [略]</p> <p>(45) 第69条第2項(第91条第4項において準用する場合を含む。)の規定による損失補償に係る協議に関すること。</p> <p>(46)～(53) [略]</p> <p>8の2・8の3 [略]</p> <p>8の4 道路管理者の意見徴取に関する省令による次の事務 (1)～(4) [略]</p> <p>8の5～8の7 [略]</p> <p>9 河川法による次の事務 (1)～(7) [略]</p> <p>(8) 第33条第3項に規定する地位承継の届出</p>		<p>1～7 [略]</p> <p>8 道路法による次の事務 (1)～(13) [略]</p> <p>(14) 第44条第6項(第69条第2項及び第91条第4項において準用する場合に限る。)の規定による損失補償に係る協議に関すること。</p> <p>(15)～(45) [略]</p> <p>(46)～(53) [略]</p> <p>8の2・8の3 [略]</p> <p>8の4 道路管理者の意見聴取に関する省令による次の事務 (1)～(4) [略]</p> <p>8の5～8の7 [略]</p> <p>9 河川法による次の事務 (1)～(7) [略]</p> <p>(8) 第33条第3項に規定する地位承継の届出</p>

<p>の受理に関すること (第22条に規定する許可に係るものを除く。)</p> <p>(9)～(14) [略]</p> <p>(15) 第99条の規定による河川管理施設の維持、操作等の委託に関すること。</p> <p>9の2～25 [略]</p> <p>26 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律による次の事務</p> <p>(1)～(15) [略]</p> <p>(16) 第53条第3項の規定による報告の徴収、立入検査及び質問に関すること (高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第28条第1項の規定による報告の徴収、立入検査及び質問に関することに限る。)</p> <p>。</p> <p>(17) [略]</p> <p>26の2～44 [略]</p> <p>[略]</p>	<p>の受理に関すること (第23条に規定する許可に係るものを除く。)</p> <p>(9)～(14) [略]</p> <p>(15) 第99条第1項の規定による河川管理施設の維持、操作等の委託に関すること。</p> <p>9の2～25 [略]</p> <p>26 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律による次の事務</p> <p>(1)～(15) [略]</p> <p>(16) 第53条第3項の規定による報告の徴収、立入検査及び質問に関すること (高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第29条第1項の規定による報告の徴収、立入検査及び質問に関することに限る。)</p> <p>。</p> <p>(17) [略]</p> <p>26の2～44 [略]</p> <p>[略]</p>
---	--

付表 (西臼杵支庁長の項第38号、農林振興局長の項第17号関係)

付表 (西臼杵支庁長の項第38号、農林振興局長の項第17号関係)

<p>1～3 [略]</p> <p>4 宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱 (平成10年4月1日定め) に基づく補助金のうち、宮崎オリジナル水田フル活用支援事業、水田高度利用産地育成支援事業、<u>地域資源循環型高収益施設園芸モデル構築事業</u>、木質バイオマス利用効率化支援事業、優良種苗安定供給県域ネットワーク体制構築事業、ニーズに応える加工・業務用産地づくり加速化事業、新たに挑む! さとも日本一産地構築事業、施設園芸高生産技術推進事業、世界に羽ばたけ「みやざきの花」グローバル化推進事業、気候変動に負けない「みやざきの花」安定生産支援事業、<u>輝く中山間園芸産地構築事業</u>、未来をひらく新果樹産地クリエイション事業、革新的技術で拓く果樹産地ステップアップ支援事業、集落で繋ぐ中山間地域果樹産地支援事業、「みやざき茶」チャレンジ産地支援事業、みやざき特産優良種苗供給緊急支援事業、新たなビジネスを掴む! 「新・みやざき茶」産地化推進事業及び日本一の県産焼酎を支える原料用かんしょ生産拡大支援事業に係る補助金</p> <p>5～10 [略]</p> <p>11 宮崎県林業担い手総合対策基金事業補助金交付要綱 (平成23年4月1日定め) に基づく補助金のうち、就労条件整備事業、就労環境改善施設整備事業及び蜂刺傷災害防止対策事業に係る補助金</p> <p>12 [略]</p> <p>13 <u>活動火山周辺地域防災宮農対策事業費補助金交付要綱 (昭和52年9月1日定め) に基づく補助金</u></p> <p>14～24 [略]</p> <p>25 <u>有害鳥獣パトロールで地域活性化事業補助金交付要綱 (平成28年6月1日定め) に基づく補助金</u></p> <p>26～29 [略]</p> <p>30 宮崎県強い産地づくり対策推進事業費補助金交付要綱 (平成18年4月3日定め) に基づく補助金</p> <p>31～37 [略]</p>
--

<p>1～3 [略]</p> <p>4 宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱 (平成10年4月1日定め) に基づく補助金のうち、宮崎オリジナル水田フル活用支援事業、<u>需要に応える宮崎米生産体制整備事業</u>、水田高度利用産地育成支援事業、木質バイオマス利用効率化支援事業、優良種苗安定供給県域ネットワーク体制構築事業、ニーズに応える加工・業務用産地づくり加速化事業、新たに挑む! さとも日本一産地構築事業、施設園芸高生産技術推進事業、世界に羽ばたけ「みやざきの花」グローバル化推進事業、気候変動に負けない「みやざきの花」安定生産支援事業、<u>伸ばせ「みやざきの花」産地拡大支援事業</u>、未来をひらく新果樹産地クリエイション事業、革新的技術で拓く果樹産地ステップアップ支援事業、集落で繋ぐ中山間地域果樹産地支援事業、<u>次世代果樹ブランド産地育成支援事業</u>、「みやざき茶」チャレンジ産地支援事業、新たなビジネスを掴む! 「新・みやざき茶」産地化推進事業、<u>需要に対応した「みやざき茶」産地基盤強化事業</u>及び日本一の県産焼酎を支える原料用かんしょ生産拡大支援事業に係る補助金</p> <p>5～10 [略]</p> <p>11 宮崎県林業担い手総合対策基金事業補助金交付要綱 (平成23年4月1日定め) に基づく補助金のうち、就労条件整備事業及び就労環境改善施設整備事業に係る補助金</p> <p>12 [略]</p> <p>13～23 [略]</p> <p>24～27 [略]</p> <p>28～34 [略]</p> <p>35 <u>有害鳥獣被害対策パトロール支援事業補助金交付要綱 (</u></p>
---



平成31年4月1日定め)に基づく補助金

第2条 宮崎県事務委任規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
出先機関 の長	委 任 事 務	出先機関 の長	委 任 事 務
[略]		[略]	
保健所長	1～30 [略] 31 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による次の事務(1)～(18) [略] (19) <u>第31条の規定による費用の徴収に関する</u> こと。 (20)～(23) [略] 32～70 [略]	保健所長	1～30 [略] 31 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による次の事務(1)～(18) [略] (19) <u>第31条第1項の規定による費用の徴収に</u> 関すること。 (20)～(23) [略] 32～70 [略]
[略]		[略]	
付表(西臼杵支庁長の項第38号、農林振興局長の項第17号関係)		付表(西臼杵支庁長の項第38号、農林振興局長の項第17号関係)	
[略]		[略]	

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年6月1日から施行する。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年4月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 宮崎県規則第24号

## 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(平成26年宮崎県規則第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
(費用の徴収)		(費用の徴収)	
第11条 知事は、法第31条の規定により、入院に要した費用として別表に定める算定基準により算定した額(この条において「算定額」という。)を、法第29条第1項及び第29条の2第1項の規定により入院させた精神障害者又はその扶養義務者から徴収するものとする。ただし、当該精神障害者又はその扶養義務者が特別の事情により算定額の全部又は一部を負担することができないと認められるときは、これを減免することができる。	第11条 知事は、法第31条第1項の規定により、入院に要した費用として別表に定める算定基準により算定した額(この条において「算定額」という。)を、法第29条第1項及び第29条の2第1項の規定により入院させた精神障害者又はその扶養義務者から徴収するものとする。ただし、当該精神障害者又はその扶養義務者が特別の事情により算定額の全部又は一部を負担することができないと認められるときは、これを減免することができる。	別表(第11条関係)	別表(第11条関係)
費用徴収基準表	費用徴収基準表	[略]	[略]
備考	備考	1・2 [略]	1・2 [略]
3 法第29条第1項及び第29条の2第1項の規定により知事が入院させた精神障害者又はその属する世帯の世帯員が生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている場合には、所管の福祉こどもセンター所長又は福祉事務所長の証明により、費用徴収を行わないものとする。	3 法第29条第1項及び第29条の2第1項の規定により知事が入院させた精神障害者又はその属する世帯の世帯員が生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている場合には、所管の福祉こどもセンター所長又は福祉事務所長の証明により、費用徴収を行わないものとする。	4 費用徴収額の認定に当たって法第29条第1項及び第29条の	4 費用徴収額の認定に当たって法第29条第1項及び第29条の

2第1項の規定により知事が入院させた精神障害者の属する世帯の構成、扶養義務者の範囲、生活保護法又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の適用の有無、所得の有無及び種類、所得税額等を把握するため必要がある場合には、当該精神障害者の配偶者若しくは生計を一にする絶対的扶養義務者（以下「配偶者等」という。）から必要な書類を提出させ、又は税務署、市町村役場、福祉こどもセンター、福祉事務所等の関係機関若しくは当該精神障害者の配偶者等に対し照会等を行うものとする。

別記

様式第1号（第2条関係）

[略]

宮崎県知事 殿

[略]

様式第2号（第3条関係）

[略]

宮崎県知事 殿

[略]

様式第3号（第4条関係）

[略]

宮崎県知事

印

[略]

様式第4号（その1）（第5条関係）

[略]

宮崎県知事

印

[略]

様式第4号（その2）（第5条関係）

[略]

宮崎県知事

印

[略]

様式第4号（その3）（第5条関係）

[略]

宮崎県知事

印

[略]

様式第5号（第6条関係）

[略]

宮崎県知事

印

[略]

様式第6号（第7条関係）

[略]

宮崎県知事

印

[略]

様式第7号（第8条関係）

[略]

宮崎県知事

印

[略]

様式第8号（第9条関係）

[略]

宮崎県知事

印

[略]

様式第9号（第10条関係）

[略]

宮崎県知事 殿

2第1項の規定により知事が入院させた精神障害者の属する世帯の構成、扶養義務者の範囲、生活保護法又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の適用の有無、所得の有無及び種類、所得税額等を把握するため必要がある場合には、当該精神障害者の配偶者若しくは生計を一にする絶対的扶養義務者（以下「配偶者等」という。）から必要な書類を提出させ、又は税務署、市町村役場、福祉こどもセンター、福祉事務所等の関係機関若しくは当該精神障害者の配偶者等に対し照会等を行うものとする。

別記

様式第1号（第2条関係）

[略]

保健所長 殿

[略]

様式第2号（第3条関係）

[略]

保健所長 殿

[略]

様式第3号（第4条関係）

[略]

印

[略]

様式第4号（その1）（第5条関係）

[略]

保健所長

印

[略]

様式第4号（その2）（第5条関係）

[略]

保健所長

印

[略]

様式第4号（その3）（第5条関係）

[略]

保健所長

印

[略]

様式第5号（第6条関係）

[略]

保健所長

印

[略]

様式第6号（第7条関係）

[略]

保健所長

印

[略]

様式第7号（第8条関係）

[略]

保健所長

印

[略]

様式第8号（第9条関係）

[略]

保健所長

印

[略]

様式第9号（第10条関係）

[略]

保健所長 殿

<p>[略]</p> <p>様式第15号 (第15条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>重大な問題行動 (Aはこれまでの、Bは今後おそれのある行動)</td> <td>現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像 (該当のローマ数字及び算用数字を○で囲むこと。)</td> </tr> <tr> <td>1～3 [略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>4 <u>強姦</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5～17 [略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>様式第19号 (第17条関係)</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">宮崎県知事 殿</p> <p>[略]</p> <p>様式第20号 (第17条関係)</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">宮崎県知事 殿</p> <p>[略]</p>	[略]		重大な問題行動 (Aはこれまでの、Bは今後おそれのある行動)	現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像 (該当のローマ数字及び算用数字を○で囲むこと。)	1～3 [略]	[略]	4 <u>強姦</u>		5～17 [略]		[略]		<p>[略]</p> <p>様式第15号 (第15条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>重大な問題行動 (Aはこれまでの、Bは今後おそれのある行動)</td> <td>現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像 (該当のローマ数字及び算用数字を○で囲むこと。)</td> </tr> <tr> <td>1～3 [略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>4 <u>強制性交等</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5～17 [略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>様式第19号 (第17条関係)</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">保健所長 殿</p> <p>[略]</p> <p>様式第20号 (第17条関係)</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">保健所長 殿</p> <p>[略]</p>	[略]		重大な問題行動 (Aはこれまでの、Bは今後おそれのある行動)	現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像 (該当のローマ数字及び算用数字を○で囲むこと。)	1～3 [略]	[略]	4 <u>強制性交等</u>		5～17 [略]		[略]	
[略]																									
重大な問題行動 (Aはこれまでの、Bは今後おそれのある行動)	現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像 (該当のローマ数字及び算用数字を○で囲むこと。)																								
1～3 [略]	[略]																								
4 <u>強姦</u>																									
5～17 [略]																									
[略]																									
[略]																									
重大な問題行動 (Aはこれまでの、Bは今後おそれのある行動)	現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像 (該当のローマ数字及び算用数字を○で囲むこと。)																								
1～3 [略]	[略]																								
4 <u>強制性交等</u>																									
5～17 [略]																									
[略]																									

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第11条の改正規定は、平成31年6月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則 (以下「改正前の規則」という。)の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に存する改正前の規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

児童福祉法第56条の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年4月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第25号

児童福祉法第56条の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法第56条の規定に基づく費用の徴収に関する規則 (昭和40年宮崎県規則第20号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																
<p>別表第1 (第3条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1～4 [略]</td> <td></td> </tr> </table>	[略]		備考		1～4 [略]		<p>別表第1 (第3条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1～4 [略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 <u>次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者については、地方税法第 292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得 (地方税法第 313条第1項に規定する所得の合計額。1月から6月までの間の利用においては、前々年とする。以下同じ。) が同法第 295条の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取り扱う。</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>また、上記により寡婦又は寡夫とみなした者であって、市町村民税非課税として取り扱う者以外のものについては、1における所得割の額を計算する場合には、総所</u></td> <td></td> </tr> </table>	[略]		備考		1～4 [略]		5 <u>次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者については、地方税法第 292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得 (地方税法第 313条第1項に規定する所得の合計額。1月から6月までの間の利用においては、前々年とする。以下同じ。) が同法第 295条の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取り扱う。</u>		<u>また、上記により寡婦又は寡夫とみなした者であって、市町村民税非課税として取り扱う者以外のものについては、1における所得割の額を計算する場合には、総所</u>	
[略]																	
備考																	
1～4 [略]																	
[略]																	
備考																	
1～4 [略]																	
5 <u>次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者については、地方税法第 292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得 (地方税法第 313条第1項に規定する所得の合計額。1月から6月までの間の利用においては、前々年とする。以下同じ。) が同法第 295条の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取り扱う。</u>																	
<u>また、上記により寡婦又は寡夫とみなした者であって、市町村民税非課税として取り扱う者以外のものについては、1における所得割の額を計算する場合には、総所</u>																	

<p>5～7 [略]</p>	<p>得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、(1)又は(3)に該当する場合にあっては26万円を、(2)に該当する場合にあっては30万円を控除するものとし、2における所得税の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、(1)又は(3)に該当する場合にあっては27万円を、(2)に該当する場合にあっては35万円を控除するものとする。</p> <p>(1) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が所得税法第86条第1項の規定により控除される額（以下「基礎控除額」という。）以下である子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。））を有するもの（(2)に掲げる者を除く。）</p> <p>(2) (1)に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が 500万円以下であるもの</p> <p>(3) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額以下である子）を有し、かつ、前年の所得が 500万円以下であるもの</p> <p>6～8 [略]</p>
<p>別表第 2（第 3 条関係）</p>	<p>別表第 2（第 3 条関係）</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>備考</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 平成25年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると知事が認めた世帯についても、A階層と同様の取扱いとする。</p>	<p>備考</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 平成30年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると知事が認めた世帯についても、A階層と同様の取扱いとする。</p> <p>5 次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者については、地方税法第 292条第 1 項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得（地方税法第 313条第 1 項に規定する所得の合計額。1月から6月までの間の利用においては、前々年とする。以下同じ。）が同法第 295条の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取り扱う。</p> <p>また、上記により寡婦又は寡夫とみなした者であって、市町村民税非課税として取り扱う者以外のものについては、所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、(1)又は(3)に該当する場合にあっては26万円を、(2)に該当する場合にあっては30万円を控除するものとし、所得税の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、(1)又は(3)に該当する場合にあっては27万円を、(2)に該当する場合にあっては35万円を控除するものとする。</p> <p>(1) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額以下である子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。））を有するもの（(2)に掲げる者を除く。）</p> <p>(2) (1)に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し</p>

、かつ、前年の所得が 500万円以下であるもの  
 (3) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子(前年の所得が基礎控除額以下である子)を有し、かつ、前年の所得が 500万円以下であるもの

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮崎県職業訓練の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年4月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第26号

宮崎県職業訓練の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県職業訓練の基準等に関する条例施行規則(平成24年宮崎県規則第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表第1(第2条関係) [略]					別表第1(第2条関係) [略]				
訓練科	訓練の 対象と なる技 能及び これに 関する 知識の 範囲	教科	訓練期 間及び 訓練時 間(単 位は時 間とす る。)	設備 種 名 別 称	訓練科	訓練の 対象と なる技 能及び これに 関する 知識の 範囲	教科	訓練期 間及び 訓練時 間(単 位は時 間とす る。)	設備 種 名 別 称
訓練系	専攻科				訓練系	専攻科			
[略]					[略]				
5	[略]	[略]	[略]	[略]	5	[略]	[略]	[略]	[略]
塗 装 系	建築塗 装科	[略] [略]	2 専攻 (1) [略] (2) 実技 ア [略] イ <u>建築物塗 装実習</u> ウ <u>足場実習</u> エ [略]	[略]	塗 装 系	建築塗 装科	[略] [略]	2 専攻 (1) [略] (2) 実技 ア [略] イ <u>建築物塗 装・足場実 習</u> ウ [略]	[略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

県条例第27号)第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成31年4月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 239号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例(昭和52年宮崎

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
30年-58	映画	ホロ酔いの情事 秘め事は神頼み	竹洞組 <オーピー映画>	平成31年3 月18日
30年-59	映画	セールスレディ ホットな愛蜜	小林組 <新東宝映画>	

30年-60	映画	濡れた愛情 ふしだらに暖めて	高原組 <オーピー映画>
30年-61	映画	アンダー・ユア・ベッド	ザフル、ハピネット、KAD OKAWA <KADOKAWA>
30年-62	映画	牝と淫獣 お尻でクラクラ	後藤組 <オーピー映画>
30年-63	映画	ラストタンゴ・イン・パリ [4Kデジタル・リマスター版] (原題) LAST TANGO IN PARIS	コピアポア・フィルム (イタリア、フランス)
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。		

みやざき林業大学校研修規程をここに公表する。

平成31年4月1日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

宮崎県告示第 240号

みやざき林業大学校研修規程

(趣旨)

第1条 この告示は、宮崎県林業技術センターにおいて行うみやざき林業大学校（以下「大学校」という。）の研修の実施について必要な事項を定めるものとする。

(研修課程及び受講対象者)

第2条 大学校において行う研修の主な内容及び受講対象者は、次の表の左欄の区分に応じ、それぞれ次の表の中欄及び右欄に掲げるとおりとする。

研修課程	主な研修内容	受講対象者
長期課程	1 座学（一般教養、林業経営、造林等） 2 資格取得（赤十字救急法救命員、林業用種苗木生産事業者、造林作業指揮者等） 3 実習（測量・森林調査、苗木生産、造林等）	林業就業予定者
短期課程	1 技能講習（免許・資格等の取得）	林業現場技能者
	1 森林施業プランナー養成 2 林業経営マネジメント	森林組合等林業事業者職員
	1 木材加工技術（製材、工程・品質管理）	木材加工技術者
	1 森林経営管理	市町村職員
	1 森林総合監理、森林土木	森林管理指導者
経営高度化課程	1 低コスト林業経営技術 2 特用林産物生産技術 3 苗木生産技術	林業経営者
リーダー養成課程	1 地域林業振興（儲かる林業） 2 地域活性化（森林を活かした地域づくり）	林業研究グループ会員、みやざき森林・林業女性の会「ひなたもりこ」等
公開講座	1 森林・林業教育	青少年、一般県民

(研修期間及び受講定員)

第3条 前条の表の左欄に掲げる研修課程（長期課程に限る。）の研修期間は1年とし、受講定員は15人程度とする。

2 前条の表の左欄に掲げる研修課程（長期課程を除く。）の研修期間及び受講定員は、宮崎県林業技術センター所長（以下「所長」という。）が別に定める。

(研修科目及び単位数)

第4条 長期課程の研修科目及び修了に必要な研修科目の単位数は、所長が別に定める。

(長期課程の受講資格)

第5条 長期課程を受講できる者は、第2条の表長期課程の項の右欄に掲げる受講対象者であって、所長が別に定める要件を満たすものとする。

(長期課程の受講手続)

第6条 長期課程の受講を希望する者は、所長が別に定める受講申請書及び必要な書類を所長に提出しなければならない。

(選考方法及び受講の許可)

第7条 所長は、前条の受講申請書を提出した者に対して小論文試験及び面接試験を行い、その結果に基づいて研修の受講を許可する。

2 小論文試験及び面接試験の実施の期日、場所その他受講希望者の募集に関し必要な事項は、所長が別に定める。

## (誓約書)

第8条 前条第1項の規定により研修の受講を許可された者(以下「長期課程研修生」という。)は、開講の日までに誓約書(別記様式第1号)を所長に提出しなければならない。

## (研修の休止、辞退及び復帰)

第9条 長期課程研修生は、病気その他やむを得ない理由により研修を休止し、又は研修を辞退しようとするときは、保証人が連署した研修休止(辞退)願(別記様式第2号)を所長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 研修休止の許可を受けた長期課程研修生は、その許可を受けた期間内に研修休止の理由が消滅したことにより研修に復帰しようとするときは、保証人が連署した研修復帰願(別記様式第3号)を所長に提出し、その許可を受けなければならない。

3 研修の休止又は研修の辞退の理由が病気であるとき、及び研修への復帰の理由が病気の治癒であるときは、第1項の研修休止(辞退)願又は前項の研修復帰願に、それぞれその旨を記載した医師の診断書を添付しなければならない。

## (懲戒)

第10条 所長は、長期課程研修生が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒処分として戒告、研修の停止、又は研修の受講の許可の取消しを行うことができる。

(1) 受講成績が不良で修了の見込みがないと認められるとき。

(2) この告示又は所長が別に定める規程に違反したとき。

(3) 大学校の秩序を乱したとき。

(4) 長期課程研修生としてふさわしくない非行があったとき。

## (修了)

第11条 所長は、長期課程研修生が研修の修了に必要な研修科目の単位を修得したときは、当該長期課程研修生を修了させるものとする。

## (長期課程に係る修了証書の授与)

第12条 所長は、前条の規定により修了を認めた長期課程研修生に対して、修了証書(別記様式第4号)を授与するものとする。

## (各課程の受講資格)

第13条 第2条の表の左欄に掲げる研修課程(長期課程を除く。以下「各課程」という。)を受講できる者は、各課程の受講対象者であって、所長又は各課程の実施機関の長(以下「所長等」という。)が研修を受けさせることが適当と認めたものとする。

## (各課程の受講手続)

第14条 各課程の受講を希望する者は、所長等が別に定めるところにより申し出て、所長等による研修の受講の許可を受けなければならない。

## (各課程の受講許可の取消し)

第15条 所長等は、前条の規定により各課程に係る研修の受講の許可を受けた者(以下「各課程研修生」という。)がその受講に当たって大学校の秩序を乱したとき、又は研修態度が各課程研修生としてふさわしくないと認められるときは、当該受講の許可を取り消すことができる。

## (各課程に係る修了証書の授与)

第16条 所長等は、必要に応じて、各課程を修了した各課程研修生に対し、修了証書を授与することができる。

## (損害賠償)

第17条 所長は、長期課程研修生又は各課程研修生が施設又は機具等を滅失し、又は損傷したときは、当該研修生に対してその損害を賠償させることができる。

## (委任)

第18条 この告示に定めるもののほか、大学校の研修に関し必要な事項は、所長が別に定める。

## 附 則

1 この告示は、公表の日から施行する。

2 宮崎県林業技術センター研修規程(平成4年宮崎県告示第692号の2)は廃止する。

別記  
様式第 1 号 (第 8 条関係)

誓 約 書

年 月 日

宮崎県林業技術センター所長 殿

私は、みやざき林業大学校長長期課程を受講する上は、同長期課程研修生としての本分をわきまえ、規律を堅く守り、研修に精励することを誓います。

もし、これらのことに違反したときは、いかなる処分を受けても異議ありません。

本 人 住 所 :

氏 名 : 印

保証人 住 所 :

氏 名 : 印



様式第 2 号 (第 9 条関係)

研修休止 (辞退) 願

年 月 日

宮崎県林業技術センター所長 殿

私は、下記のとおり、みやざき林業大学校長課程を休止 (辞退) したいので、申請します。

1 研修休止の期間 年 月 日から

年 月 日まで

(研修辞退の期日 年 月 日限り)

2 理由

本人住所：

氏名： 印

保証人住所：

氏名： 印

備考 休止又は辞退の理由が病気であるときは、その旨を記載した医師の診断書を添付すること。

様式第 3 号 (第 9 条第 2 項関係)

研修復帰願

年 月 日

宮崎県林業技術センター所長 殿

私は、 年 月 日から 年 月 日までの間、  
みやざき林業大学校長長期課程を休止していましたが、次の理由により  
研修に復帰したいので、申請します。

理由

本人住所：

氏名： 印

保証人住所：

氏名： 印

備考 復帰の理由が病気の治癒によるものであるときは、その旨  
を記載した医師の診断書を添付すること。

第 号

修 了 証 書

氏 名

年 月 日 生

あなたはみやざき林業大学校  
長期課程の第 期生として  
年度の研修を  
修了されましたので  
これを証します

年 月 日

宮 崎 県 知 事

印

様式第 4 号 (第 12 条関係)

**宮崎県告示第 241号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成31年4月1日から同年同月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年4月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
28	県道	日南高 岡線	日南市北郷 町郷之原字 山之口乙 7 55番地先か ら同市同町 郷之原字流 合甲 157番 5地先まで	旧	11.8～ 28.3	902.8
				新	11.8～ 28.3	902.8

**宮崎県告示第 242号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成31年4月1日から同年同月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年4月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
28	県道	日南高 岡線	日南市北郷 町郷之原字 山之口乙 7 55番地先か ら同市同町 郷之原字流 合甲 157番 5地先まで	平成31年4月1日

**宮崎県告示第 243号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、平成31年4月1日から同年同月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年4月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	268号	宮崎市高岡町浦之名字赤穂突2752番 1 地先から同市同町浦ノ名字柿木田2800 番 1 地先まで

- 2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

- 3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

- 4 占用の制限の開始の期日

平成31年4月16日

**宮崎県告示第 244号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1 項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成31年4月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

委託した 収納事務	委 託 先	委 託 期 間
県営住宅に係る住宅使用料及び駐車場使用料	地銀ネットワークサービス株式会社 国分グロースーズチェーン株式会社 株式会社しんきん情報サービス 株式会社セイコマート 株式会社セブニーイレブン・ジャパン 株式会社ファミリーマート 株式会社ポプラ ミニストップ株式会社 山崎製パン株式会社 株式会社ローソン	平成31年4月1日から 平成32年3月31日まで

**宮崎県告示第 245号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1 項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成31年4月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

委託した収納事務	委 託 先	委 託 期 間
日向土木事務所、延岡土木事務所及び西臼杵支庁管内の県営住宅に係る住宅使用料及び駐車場使用	延岡日向宅建協同組合	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

料			
---	--	--	--

**訓 令**

公印規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成31年4月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第3号

本 庁  
各出先機関

**公印規程の一部を改正する訓令**

公印規程（昭和37年訓令第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																				
<p>(公印取扱主任)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(公印の新調等の手続)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 総務課長は、前項の規定による公印登録カードを受領したときは、これを公印登録台帳として整理保管しなければならない。</p> <p>4 [略]</p> <p>(公印の取扱い)</p> <p>第7条 公印は、常にかぎのかかる容器に納め、公印管守者が保管の責に任じなければならない。</p> <p>(公印の使用)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、<u>公印事前使用承認願</u>（別記様式第3号）により、公印管守者の承認を受けた文書には、あらかじめ公印を使用することができる。</p> <p>4 公印を事前に押印した文書は、<u>公印事前押印文書受払簿</u>（別記様式第4号）により、その使用状況を明らかにしておかなければならない。</p> <p>(公印の印影の印刷)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 前項の規定により公印の印影を印刷しようとするときは、<u>公印印影印刷承認願</u>（別記様式第3号）により、公印管守者の承認を受けなければならない。</p> <p>3 公印の印影を印刷した文書は、<u>公印印影印刷物受払簿</u>（別記様式第4号）により、その使用状況を明らかにしておかなければならない。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <th>種 類</th> <th>印影のひな形</th> <th>印影の寸法 (ミリメートル)</th> <th>個数</th> <th>使用範囲</th> <th>公印管守者</th> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> <td>戦傷病者特</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	種 類	印影のひな形	印影の寸法 (ミリメートル)	個数	使用範囲	公印管守者	[略]								[略]		戦傷病者特	[略]	<p>(公印取扱主任)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）別表第1に掲げる公の施設に公印取扱主任を置こうとするときは、<u>本庁の主務課長は、総務課長に文書で協議しなければならない。</u></p> <p>4 [略]</p> <p>(公印の新調等の手続)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 総務課長は、<u>前項の公印登録カードを受領したときは、これを公印登録台帳として整理保管しなければならない。</u></p> <p>4 [略]</p> <p>(公印の取扱い)</p> <p>第7条 公印は、常に鍵のかかる容器に納め、公印管守者が保管の責に任じなければならない。</p> <p>(公印の使用)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、<u>公印事前使用（印影印刷）承認願</u>（別記様式第3号）により、公印管守者の承認を受けた文書には、あらかじめ公印を使用することができる。</p> <p>4 公印を事前に押印した文書は、<u>公印事前押印文書（印影印刷物）受払簿</u>（別記様式第4号）により、その使用状況を明らかにしておかなければならない。</p> <p>(公印の印影の印刷)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 前項の規定により公印の印影を印刷しようとするときは、<u>公印事前使用（印影印刷）承認願</u>により、公印管守者の承認を受けなければならない。</p> <p>3 公印の印影を印刷した文書は、<u>公印事前押印文書（印影印刷物）受払簿</u>により、その使用状況を明らかにしておかなければならない。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <th>種 類</th> <th>印影のひな形</th> <th>印影の寸法 (ミリメートル)</th> <th>個数</th> <th>使用範囲</th> <th>公印管守者</th> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> <td>戦傷病者特</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	種 類	印影のひな形	印影の寸法 (ミリメートル)	個数	使用範囲	公印管守者	[略]								[略]		戦傷病者特	[略]
種 類	印影のひな形	印影の寸法 (ミリメートル)	個数	使用範囲	公印管守者																																
[略]																																					
		[略]		戦傷病者特	[略]																																
種 類	印影のひな形	印影の寸法 (ミリメートル)	個数	使用範囲	公印管守者																																
[略]																																					
		[略]		戦傷病者特	[略]																																

宮崎県 知事印	戦傷病者特 援用 宮崎県 知事印		別援護法に よる諸事務 用	]	宮崎県 知事印	戦傷病者特 援用 宮崎県 知事印		別援護法( ] 昭和38年法 律第 168号 )]による諸 事務用	
宮崎県 知事印	身体障害者 手帳専用 宮崎県 知事印	[略]	身体障害者 手帳に係る 諸事務用	]	宮崎県 知事印	身体障害者 手帳専用 宮崎県 知事印	[略]	身体障害者 福祉法(昭 ] 和24年法律 第 283号) に基づく身 体障害者手 帳に係る諸 事務用	[略]
宮崎県 知事印	鳥獣保護法 専用 宮崎県 知事印	[略]	鳥獣の保護 及び管理並 ] びに狩猟の 適正化に関 する法律に 基づく免許 、狩猟者登 録、許可及 び鳥獣の登 録用	[略]	宮崎県 知事印	鳥獣保護管理 法 専用 宮崎県 知事印	[略]	鳥獣の保護 及び管理並 ] びに狩猟の 適正化に関 する法律( ] 平成14年法 律第88号) に基づく免 許、狩猟者 登録、許可 及び鳥獣の 登録用	[略]
宮崎県 知事印	自創法専用 宮崎県 知事印	[略]	自創法登記 用	]	宮崎県 知事印	自創法専用 宮崎県 知事印	[略]	農地法施行 ] 法(昭和27 年法律第 2 30号)第 1 条第 2 号の 規定による 廃止前の自 作農創設特 別措置法( ] 昭和21年法 律第43号) 及び同条第 3号の規定 による廃止 前の自作農 創設特別措 置法及び農 地調整法の 適用を受け るべき土地 の譲渡に関 する政令( ] 昭和25年政 令第 288号 )に基づく 登記用	[略]
宮崎県 知事印	農地法専用 宮崎県	[略]	農地法に基 づく諸事務 ] 用	[略]	宮崎県 知事印	農地法専用 宮崎県	[略]	農地法(昭 ] 和27年法律 第 229号) ]	[略]



知事印	宮 崎 県 知 事 印		3	用	長 児湯農林 振興局長 東白杵農 林振興局 長	
[略]						
宮 崎 県 知 事 印	廃 棄 物 処 理 法 専 用 宮 崎 県 知 事 印	[略]		廃棄物の処 理及び清掃 に関する法 律に基づく 諸事務用	[略]	
宮 崎 県 知 事 印	精 神 保 健 福 祉 法 専 用 宮 崎 県 知 事 印	[略]	方 27	1	精神保健及 び精神障害 者福祉に関 する法律 ( 昭 和25年法 律第 123号 ) に基づく 通知用	精神保健 福祉セン ター所長
宮 崎 県 知 事 印	情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 条 例 専 用 宮 崎 県 知 事 印	[略]			公文書及び 保有個人情 報の開示決 定等の事務 用	[略]
[略]						
宮崎県福祉 事務所長印	[略]			生活保護事 務用	[略]	
[略]						
宮崎県総合 農業試験場 葉草・地域 作物センタ ー所長印	[略]					
宮崎県何農 業改良普及	宮 崎 県 何 農 業 改 良 普 及 セ ン		方 21	各 1	宮崎県庁舎 等管理規則 (昭和35年 )	各農業改 良普及セ ンター所



[略]				センター所 長印	タ ー 所 長 印	[略]		宮崎県規則 第29号) 及 び地域農業 改良普及セ ンター管理 規則 (平成 20年宮崎県 規則第21号 ) に基づく 諸事務用	長
[略]				[略]		[略]		[略]	
建築主事印	[略]	建築基準法 に基づく確 認及び通知 用	[略]	建築主事印	[略]	建築基準法 (昭和25年 法律第 201 号) に基づ く確認及び 通知用	[略]	[略]	
[略]				[略]		[略]		[略]	
[略]				[略]		[略]		[略]	

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成31年 4 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第 4 号

本 庁  
各出先機関

宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令

宮崎県事務決裁規程 (昭和40年訓令第 1 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後						
別表第 3 (その 1) (第 4 条関係)					別表第 3 (その 1) (第 4 条関係)						
本庁各課特定専決事項					本庁各課特定専決事項						
課	副 知 事 専 決 事 項	部 長 特 定 専 決 事 項	次長特定 専決事項	課長特定専決事項	課長補佐 特定専決 事項	課	副 知 事 専 決 事 項	部 長 特 定 専 決 事 項	次長特定 専決事項	課長特定専決事項	課長補佐 特定専決 事項
[略]					[略]						
こども政 策課			[略]			こども政 策課			[略]	1 私立学校法第63条 第 1 項及び私立学校 振興助成法 (昭和50 年法律第61号) 第12 条第 1 号の規定によ る私立の幼稚園、幼 稚園型認定こども園 (就学前の子どもに 関する教育、保育等 の総合的な提供の推 進に関する法律 (平	

									成18年法律第77号) 第3条第1項の認定 を受けた幼稚園をい う。以下同じ。) 及 び幼保連携型認定こ ども園を設置する学 校法人の検査に關す ること。 2 学校教育法第4条 第1項に規定する認 可権限に基づく私立 の幼稚園及び幼稚園 型認定こども園の施 設監査に關すること 。	
[略]										
物品 管理 調達 課			[略]					1・2 [略]		
別表第3 (その2) (第4条関係)										
本庁各課特定専決事項										
課	担当リーダー特定専決事項									
[略]										
総務事 務セン ター	1	[略]								
	2	歳入歳出外現金 (社会保険料並びに非常勤職員 及び臨時職員に係る県民税及び市町村民税に限る 。)の払出通知に關すること。								
[略]										
別表第3 (その2) (第4条関係)										
本庁各課特定専決事項										
課	担当リーダー特定専決事項									
[略]										
総務事 務セン ター	1	[略]								
	2	歳入歳出外現金 (社会保険料並びに非常勤職員 、臨時職員、退職職員及び市町村交流職員に係る 県民税及び市町村民税に限る。)の受入通知及び 払出通知に關すること。								
[略]										
別表第5 (第5条関係)										
出先機関の長特定専決事項										
[略]										
西臼杵支庁										
1・1の2 [略]										
1の3 土地改良法による次の事務 ((1)から(4)まで及び (16)から(19)までに掲げる事務にあっては、第 126条の規 定により国が補助金を交付する土地改良事業に係るものを 除く。)										
(1)~(4) [略]										
別表第5 (第5条関係)										
出先機関の長特定専決事項										
[略]										
西臼杵支庁										
1・1の2 [略]										
1の3 土地改良法による次の事務 ((2)から(5)まで及び (27)から(30)までに掲げる事務にあっては、第 126条の規 定により国が補助金を交付する土地改良事業に係るものを 除く。)										
(1) 第8条第2項の規定による報告の聴取に關すること 。										
(2)~(5) [略]										

(5)～(9) [略]

(10) 第87条の3第1項、第2項及び第12項の規定による同意の取得に関すること。

(11) 第87条の3第4項の規定による関係市町村長等との協議に関すること。

(12) 第87条の3第6項において準用する第5条第6項に規定する承認に関すること。

(13) 第87条の3第6項において準用する第5条第7項に規定する同意の取得に関すること。

(14) 第87条の3第6項及び第13項において準用する第8条第2項に規定する報告の聴取に関すること。

(15) 第87条の3第6項において準用する第48条第6項に規定する申出の受理に関すること。

(16)～(19) [略]

1の4 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)による次の事務

(1) 第13条第4項において準用する第8条第4項の規定による協議及び同意に関すること。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

ア・イ [略]

ウ 農業振興地域の整備に関する法律施行令(昭和44年政令第254号)第8条第3号に掲げる土地のうち調整等を要する変更

(2) [略]

1の5・1の6 [略]

2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律による次の事務

(1)～(6) [略]

(7) 第54条第1項の規定による狩猟免状の返納の受理に関すること。

(8) [略]

3～14 [略]

(6) 第86条第2項の規定による土地改良施設の予定管理者との協議に関すること。

(7) 第87条第2項において準用する第8条第2項の規定による報告の聴取に関すること。

(8)～(12) [略]

(13) 第87条の3第2項に規定する同意の取得に関すること。

(14) 第87条の3第6項の規定による関係市町村長との協議及び土地改良施設の予定管理者からの意見聴取に関すること。

(15) 第87条の3第7項において準用する第5条第6項に規定する承認に関すること。

(16) 第87条の3第7項において準用する第5条第7項に規定する同意の取得に関すること。

(17) 第87条の3第7項において準用する第8条第2項に規定する報告の聴取に関すること。

(18) 第87条の4第2項の規定による関係市町村長との協議及び農業用排水施設の予定管理者との協議に関すること。

(19) 第87条の4第4項において準用する第8条第2項に規定する報告の聴取に関すること。

(20) 第88条第1項、第2項及び第12項の規定による同意の取得に関すること。

(21) 第88条第4項の規定による関係市町村長等との協議に関すること。

(22) 第88条第6項において準用する第5条第6項に規定する承認に関すること。

(23) 第88条第6項において準用する第5条第7項に規定する同意の取得に関すること。

(24) 第88条第6項及び第13項において準用する第8条第2項に規定する報告の聴取に関すること。

(25) 第88条第6項において準用する第48条第6項に規定する申出の受理に関すること。

(26) 第91条第2項の規定による関係市町村からの同意の取得に関すること。

(27)～(30) [略]

1の4 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)による次の事務

(1) 第13条第4項において準用する第8条第4項の規定による協議及び同意に関すること。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

ア・イ [略]

ウ 農業振興地域の整備に関する法律施行令(昭和44年政令第254号)第8条第1項第3号に掲げる土地のうち調整等を要する変更

(2) [略]

1の5・1の6 [略]

2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律による次の事務

(1)～(6) [略]

(7) 第54条の規定による狩猟免状の返納の受理に関すること。

(8) [略]

3～14 [略]

<p>[略]</p> <p>保健所</p> <p>1・2 [略]</p> <p><u>3 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の2第1項の規定による緊急を要する精神障害者の入院及び同条第2項の規定による入院措置の決定に関すること。</u></p> <p><u>4～8 [略]</u></p> <p>[略]</p> <p>農林振興局</p> <p>1～1の3 [略]</p> <p>1の4 土地改良法による次の事務（(1)から(4)まで及び(16)から(19)までに掲げる事務にあっては、第126条の規定により国が補助金を交付する土地改良事業に係るものを除く。）</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5)～(9) [略]</p> <p>(10) 第87条の3第1項、第2項及び第12項の規定による同意の取得に関すること。</p> <p>(11) 第87条の3第4項の規定による関係市町村長等との協議に関すること。</p> <p>(12) 第87条の3第6項において準用する第5条第6項に規定する承認に関すること。</p> <p>(13) 第87条の3第6項において準用する第5条第7項に規定する同意の取得に関すること。</p> <p>(14) 第87条の3第6項及び第13項において準用する第8条第2項に規定する報告の聴取に関すること。</p> <p>(15) 第87条の3第6項において準用する第48条第6項に規定する申出の受理に関すること。</p> <p>(16)～(19) [略]</p> <p>1の5 農業振興地域の整備に関する法律による次の事務</p>	<p>[略]</p> <p>保健所</p> <p>1・2 [略]</p> <p><u>3～7 [略]</u></p> <p>[略]</p> <p>農林振興局</p> <p>1～1の3 [略]</p> <p>1の4 土地改良法による次の事務（(2)から(5)まで及び(27)から(30)までに掲げる事務にあっては、第126条の規定により国が補助金を交付する土地改良事業に係るものを除く。）</p> <p>(1) 第8条第2項の規定による報告の聴取に関すること。</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>(6) 第86条第2項の規定による土地改良施設の予定管理者との協議に関すること。</p> <p>(7) 第87条第2項において準用する第8条第2項の規定による報告の聴取に関すること。</p> <p>(8)～(12) [略]</p> <p>(13) 第87条の3第2項に規定する同意の取得に関すること。</p> <p>(14) 第87条の3第6項の規定による関係市町村長との協議及び土地改良施設の予定管理者からの意見聴取に関すること。</p> <p>(15) 第87条の3第7項において準用する第5条第6項に規定する承認に関すること。</p> <p>(16) 第87条の3第7項において準用する第5条第7項に規定する同意の取得に関すること。</p> <p>(17) 第87条の3第7項において準用する第8条第2項に規定する報告の聴取に関すること。</p> <p>(18) 第87条の4第2項の規定による関係市町村長との協議及び農業用排水施設の予定管理者との協議に関すること。</p> <p>(19) 第87条の4第4項において準用する第8条第2項に規定する報告の聴取に関すること。</p> <p>(20) 第88条第1項、第2項及び第12項の規定による同意の取得に関すること。</p> <p>(21) 第88条第4項の規定による関係市町村長等との協議に関すること。</p> <p>(22) 第88条第6項において準用する第5条第6項に規定する承認に関すること。</p> <p>(23) 第88条第6項において準用する第5条第7項に規定する同意の取得に関すること。</p> <p>(24) 第88条第6項及び第13項において準用する第8条第2項に規定する報告の聴取に関すること。</p> <p>(25) 第88条第6項において準用する第48条第6項に規定する申出の受理に関すること。</p> <p>(26) 第91条第2項の規定による関係市町村からの同意の取得に関すること。</p> <p>(27)～(30) [略]</p> <p>1の5 農業振興地域の整備に関する法律による次の事務</p>
--	--

(1) 第13条第4項において準用する第8条第4項の規定による協議及び同意に関すること。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。  
 ア・イ [略]  
 ウ 農業振興地域の整備に関する法律施行令第8条第3号に掲げる土地のうち調整等を要する変更

(2) [略]

1の6・1の7 [略]

1の8 宮崎県漁業調整規則による次の事務（県内に住所を有する者に係るものに限る。）（中部農林振興局、南那珂農林振興局、児湯農林振興局及び東臼杵農林振興局に限る。）

(1)～(5) [略]

1の9～1の11 [略]

2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律による次の事務

(1)～(6) [略]

(7) 第54条第1項の規定による狩猟免状の返納の受理に関すること。

(8) [略]

3・4 [略]

[略]

(1) 第13条第4項において準用する第8条第4項の規定による協議及び同意に関すること。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。  
 ア・イ [略]  
 ウ 農業振興地域の整備に関する法律施行令第8条第1項第3号に掲げる土地のうち調整等を要する変更

(2) [略]

1の6・1の7 [略]

1の8 宮崎県漁業調整規則による次の事務（県内に住所を有する者に係るものに限る。）（南那珂農林振興局及び東臼杵農林振興局に限る。）

(1)～(5) [略]

1の9～1の11 [略]

2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律による次の事務

(1)～(6) [略]

(7) 第54条の規定による狩猟免状の返納の受理に関すること。

(8) [略]

3・4 [略]

[略]

別表第9（第10条関係）

出先機関名	第1代決者	第2代決者	第3代決者
[略]			
林業技術センター	[略]	<u>管理研修課長</u>	
[略]			

別表第9（第10条関係）

出先機関名	第1代決者	第2代決者	第3代決者
[略]			
林業技術センター	[略]	<u>管理・林業大学 校研修課長</u>	
[略]			

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

宮崎県財務規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成31年4月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第5号

本 庁  
各出先機関

宮崎県財務規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める規程の一部を改正する訓令

宮崎県財務規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める規程（平成元年訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
様式番号	様式の名称	規則の 関係規定	備考	様式番号	様式の名称	規則の 関係規定	備考
[略]				[略]			
別記様式第2号	歳入予算通知書	[略]	その1	別記様式第2号（ <u>その1</u> ）	歳入予算通知書	[略]	
	歳出予算通知書	第19条	その2		別記様式第2号（ <u>その2</u> ）	歳出予算通知書	第19条
[略]				[略]			
別記様式第14号	歳出予算令達通知書（令達先用）	[略]		別記様式第14号	歳出予算令達通知書	[略]	<u>令達先用</u>
[略]				[略]			

別記様式第17号	歳出予算分任通知書 (会計課用)	[略]	その 1	別記様式第17号 (その 1)	歳出予算分任通知書	[略]	会計課用	
	歳出予算分任通知書 (分任先用)	第25条、第28条	その 2		別記様式第17号 (その 2)	歳出予算分任通知書	第25条、第28条	分任先用
別記様式第18号	予算現計簿	[略]		別記様式第18号		予算現計簿 (当年度明細分)	[略]	
別記様式第19号	歳出予算令達通知書 (会計課用)	[略]		別記様式第19号	歳出予算令達通知書	[略]	会計課用	
別記様式第20号	予算執行状況報告書	[略]	その 1	別記様式第20号 (その 1)	予算執行状況報告書	[略]		
	予算執行状況報告書	第29条	その 2		別記様式第20号 (その 2)	予算執行状況報告書	第29条	
[略]				[略]				
別記様式第22号	納入通知書	[略]	その 1	別記様式第22号 (その 1)	納入通知書	[略]		
	納入通知書	第35条	その 2		別記様式第22号 (その 2)	納入通知書	第35条	
[略]				[略]				
別記様式第33号	現金払込書	[略]	その 1	別記様式第33号 (その 1)	現金払込書	[略]		
	現金払込書 (調定番号あり)	第44条	その 2		別記様式第33号 (その 2)	現金払込書 (調定番号あり)	第44条	
	現金払込書 (調定番号なし)	第44条	その 3			別記様式第33号 (その 3)	現金払込書 (調定番号なし)	第44条
[略]				[略]				
別記様式第52号	事業執行箇所表	[略]	その 1	別記様式第52号 (その 1)	事業執行箇所表	[略]		
	事業執行箇所表	第55条	その 2		別記様式第52号 (その 2)	事業執行箇所表	第55条	
[略]				[略]				
別記様式第59号	支出命令書	[略]	その 1	別記様式第59号 (その 1)	支出命令書	[略]		
	支出負担行為兼支出命令書	第75条	その 2		別記様式第59号 (その 2)	支出負担行為兼支出命令書	第75条	
別記様式第60号	支出命令書 (控除)	[略]	その 1	別記様式第60号 (その 1)		支出命令書 (控除)	[略]	
	支出負担行為兼支出命令書 (控除)	第75条	その 2		別記様式第60号 (その 2)	支出負担行為兼支出命令書 (控除)	第75条	
別記様式第61号	支払依頼総括表	[略]	その 1	別記様式第61号 (その 1)		支払依頼総括表	[略]	
	口座振替依頼書	第77条	別紙 1					
	直接払依頼書	第77条	別紙 2					
	隔地払依頼書 (宮崎銀行渡)	第77条	別紙 3					
	隔地払依頼書 (他)	第77条	別紙 4					



	検査調書 (委託)	第 112 条	その 1 の 2	その 1)			
	検査調書 (工事)	第 112 条	その 2				
	工事出来形調書	第 112 条	別紙				
	検査調書 (測量等設計委託)	第 112 条	その 3				
	検査調書 (物品)	第 112 条	その 4				
別記様式第 79 号	入札書 (一般)	[略]	その 1	別記様式第 78 号 (その 1 の 2)	検査調書 (委託)	第 112 条	
	入札書 (工事)	第 123 条	その 2	別記様式第 78 号 (その 2)	検査調書 (工事)	第 112 条	
				別記様式第 78 号 (別紙)	工事出来形調書	第 112 条	
				別記様式第 78 号 (その 3)	検査調書 (測量等設計委託)	第 112 条	
				別記様式第 78 号 (その 4)	検査調書 (物品)	第 112 条	
				別記様式第 79 号 (その 1)	入札書 (一般)	[略]	
				別記様式第 79 号 (その 2)	入札書 (工事)	第 123 条	
別記様式第 80 号	受入調書	[略]	その 1	別記様式第 80 号 (その 1)	受入調書	[略]	
	歳入歳出外現金納付書	第 142 条	その 2				
	歳入歳出外現金納付書	第 142 条	その 3				
	保管有価証券払込書 (受領証)	第 142 条、第 143 条	その 4				
	歳入歳出外現金払込書 (受領証)	第 142 条、第 143 条	その 5				
	払出調書	第 146 条	その 6				
	受入更正調書	第 146 条	その 7				
	払出更正調書	第 146 条	その 8				
	振替払出 (移替) 調書	第 147 条	その 9				
				別記様式第 80 号 (その 2)	歳入歳出外現金納付書	第 142 条	
				別記様式第 80 号 (その 3)	歳入歳出外現金納付書	第 142 条	
				別記様式第 80 号 (その 4)	保管有価証券払込書 (受領証)	第 142 条、第 143 条	
				別記様式第 80 号 (その 5)	歳入歳出外現金払込書 (受領証)	第 142 条、第 143 条	
				別記様式第 80 号 (その 6)	払出調書	第 146 条	
				別記様式第 80 号 (その 7)	受入更正調書	第 146 条	
				別記様式第 80 号 (その 8)	払出更正調書	第 146 条	
				別記様式第 80 号 (その 9)	振替払出 (移替) 調書	第 147 条	



				その9)	調書			
別記様式第81号	物品整理票	[略]		別記様式第81号	整理票	[略]		
[略]				[略]				
別記様式第90号	分類換調書	[略]	その1	別記様式第90号(その1)	分類換調書	[略]		
	分類換通知書	第169条	その2		別記様式第90号(その2)	分類換通知書	第169条	
[略]				[略]				
別記様式第92号	編入換調書	[略]	その1	別記様式第92号(その1)	編入換調書	[略]		
	編入換通知書	第171条	その2		別記様式第92号(その2)	編入換通知書	第171条	
[略]				[略]				
別記様式第107号	調定元帳	[略]	その1	別記様式第107号(その1)	調定元帳	[略]		
	授業料徴収内訳	第189条	その2		別記様式第107号(その2)	授業料徴収内訳	第189条	
	衛生関係調定内訳書(かい)	第189条	その3		別記様式第107号(その3)	衛生関係調定内訳書(かい)	第189条	
[略]				[略]				
別記様式第121号	消耗品出納簿(消耗品受払簿)	[略]		別記様式第121号	消耗品出納簿(受払簿)	[略]		
別記様式第122号	郵便切手出納簿(郵便切手受払簿)	[略]		別記様式第122号	郵便切手出納簿(受払簿)	[略]		
[略]				[略]				
別記様式第126号	生産物台帳	[略]	その1	別記様式第126号(その1)	生産物台帳	[略]		
	生産物台帳	第192条	その2		別記様式第126号(その2)	生産物台帳	第192条	
[略]				[略]				

別記様式第6号及び別記様式第7号を次のように改める。

様式第6号及び様式第7号 削除

別記様式第15号中 「完成予定 平成 年 月 日」 を

「完成予定 年 月 日」 に改める。

別記様式第29号中 「(緊急)支払通知書番号 年 月 日」 を 「年 月 日」 に改める。

別記様式第59号(その1)及び別記様式第59号(その2)中 「(緊急)支払通知書番号 年 月 日」 を

「年 月 日」 に改める。

別記様式第78号(その1)の備考中「附記」を「付記」に改める。

別記様式第79号(その1)及び別記様式第79号(その2)中「100分の108」を「100分の110」に改める。

別記様式第80号(その6)中 「(緊急)支払通知書番号 年 月 日」 を 「年 月 日」 に改める。

別記様式第 101号中「終わりましたので」を「終わりましたので」に改める。

別記様式第 119号及び別記様式第 120号を次のように改める。

様式第 119号及び様式第 120号 削除

別記様式第 122号中 郵便切手出納簿 を「郵便切手出納簿(受払簿)」に改める。  
郵便切手受払簿

別記様式第 130号中 発生(発見)日時 平成 年 月 日 ( 時 分) を

発生(発見)日時 年 月 日 ( 時 分) に改める。

附 則

(施行期日)

- この訓令は、公表の日から施行する。ただし、別記様式第79号(その1)及び別記様式第79号(その2)の改正規定は、平成31年10月1日から施行する。  
(経過措置)
- この訓令の施行の際現に存するこの訓令による改正前の宮崎県財務規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める規程別記様式第29号、別記様式第59号(その1)、別記様式第59号(その2)、別記様式第80号(その6)及び別記様式第122号の用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

宮崎県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成31年4月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

訓令第6号

本 庁  
各 出 先 機 関  
労 働 委 員 会 事 務 局

宮崎県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

宮崎県職員安全衛生管理規程(昭和62年訓令第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) [略] (3) 部 宮崎県部設置条例(平成16年宮崎県条例第4号)第1条の規定により設けられた部、宮崎県行政組織規則(平成10年宮崎県規則第15号)第6条第1項の規定により設けられた会計管理局及び労働組合法(昭和24年法律第174号)第19条の12第4項において準用する同法第19条の11第1項の規定により設けられた労働委員会事務局をいう。 (4)・(5) [略] (総括安全衛生管理者等の代理者) 第11条 省令第3条に規定する総括安全衛生管理者の代理者は、本庁にあっては総務部次長(総務・職員担当)の職にある者を、法第10条第1項の規定の適用を受ける出先機関にあっては宮崎県事務決裁規程(昭和40年訓令第1号)別表第11の第1代決者に該当する職にある者をもって充てる。	(定義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) [略] (3) 部 宮崎県部設置条例(平成16年宮崎県条例第4号)第1条の規定により設けられた部、宮崎県行政組織規則(平成10年宮崎県規則第15号)第6条第1項の規定により設けられた会計管理局及び労働組合法(昭和24年法律第174号)第19条の12第6項において準用する同法第19条の11第1項の規定により設けられた労働委員会事務局をいう。 (4)・(5) [略] (総括安全衛生管理者等の代理者) 第11条 省令第3条に規定する総括安全衛生管理者の代理者は、本庁にあっては総務部次長(総務・市町村担当)の職にある者を、法第10条第1項の規定の適用を受ける出先機関にあっては宮崎県事務決裁規程(昭和40年訓令第1号)別表第9の第1代決者に該当する職にある者をもって充てる。
2・3 [略] (健康管理医等) 第14条 [略]	2・3 [略] (健康管理医等) 第14条 [略]

- 2 健康管理医は、別表第1の左欄に掲げる本庁又は出先機関の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる職にある医師をもって充てる。
- 3 [略]
- 4 総務部長は、前項の規定により健康管理医（法第13条の適用を受けないものを除く。）を選任したときは、遅滞なく、省令第13条第2項に規定する報告書を、選任に係る出先機関の所在地を管轄する労働基準監督署長に提出しなければならない。

5～9 [略]  
別表第1（第14条、第27条関係）

[略]

管轄事業所	健康管理医
[略]	
中央保健所管内出先機関（自治学院、こども療育センター及び4号館内出先機関を除く。）	[略]
[略]	
高千穂保健所管内出先機関	[略]
こども療育センター	こども療育センター 所長

- 2 健康管理医は、別表第1の左欄に掲げる管轄事業所の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる職にある医師をもって充てる。
- 3 [略]
- 4 総務部長は、前項の規定により健康管理医（法第13条の適用を受けないものを除く。）を選任したときは、遅滞なく、省令第13条第2項において準用する省令第2条第2項に規定する報告書を、選任に係る出先機関の所在地を管轄する労働基準監督署長に提出しなければならない。

5～9 [略]  
別表第1（第14条、第27条関係）

[略]

管轄事業所	健康管理医
[略]	
中央保健所管内出先機関（自治学院及び4号館内出先機関を除く。）	[略]
[略]	
高千穂保健所管内出先機関	[略]

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

建設技術専門研修規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成31年4月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第7号

本 庁  
各出先機関

建設技術専門研修規程の一部を改正する訓令

建設技術専門研修規程（昭和45年訓令第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、職員にその職務の遂行に必要な専門的な知識及び技能を修得させるために宮崎県建設技術センターが行なう建設技術に関する研修（以下「専門研修」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(専門研修の実施計画の承認)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 県土整備部長は、前項の承認をしようとするときは、総務部長と協議しなければならない。</p> <p>3 所長は、第1項の規定により承認を受けたときは、その計画を自治学院長に通知しなければならない。</p> <p>(研修生の選定)</p> <p>第4条 専門研修を受ける職員（以下「研修生」という。）は、所長が職員のうちから選定するものとする。</p> <p>(研修生の選定変更)</p> <p>第5条 所属長は、所属職員が前条の規定により研修生に選定された場合において、特別な理由により当該職員を専門研修に参加さ</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、職員にその職務の遂行に必要な専門的な知識及び技能を修得させるために宮崎県建設技術センターが行う建設技術に関する研修（以下「専門研修」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(専門研修の実施計画)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 所長は、毎年3月末日までに翌年度の専門研修の実施計画書を総務部長に提出しなければならない。</p> <p>(研修生の選定)</p> <p>第4条 専門研修を受ける職員（以下「研修生」という。）は、所長が、所属長の推薦に基づき申込みを行った職員のうちから選定するものとする。ただし、職務の段階に応じて行う研修については、所長が職員のうちから選定するものとする。</p> <p>(研修生の選定変更)</p> <p>第5条 所属長は、所属職員が前条の規定により研修生に選定された場合において、特別な理由により当該職員を専門研修に参加さ</p>

せることが困難であると認めるときは、選定変更申請書 (別記様式第 1 号) を所長に提出しなければならない。

2 [略]

(研修生の退所命令)

第 8 条 所長は、研修生が次の各号の一に該当するときは、退所を命ずることができる。

(1)~(4) [略]

(専門研修の課目等)

第 9 条 専門研修の課目、日時、期間、研修生定員等は、所長が定める。

(効果測定)

第 10 条 所長は、専門研修が終了した場合において必要があると認めるときは、専門研修の効果の測定を行なうことができる。

(修了証書の授与)

第 11 条 所長は、専門研修を終了した職員に対して修了証書 (別記様式第 2 号) を交付する。ただし、修了証書を交付することが適当でないと認める者については、この限りでない。

(記録)

第 12 条 所長は、職員の専門研修の状況を明らかにする研修記録カードを作成し、保存しなければならない。

2 人事課長は、前項の研修記録カードの作成及び保存に供するため、職員の異動について、遅滞なく、所長に通知するものとする。

(報告)

第 13 条 所長は、専門研修終了後、すみやかに、その結果を知事に報告しなければならない。

2 所長は、専門研修が終了したときは、研修生の出欠状況その他必要と認める事項を所属長に通知しなければならない。

(自治学院への連絡)

第 14 条 所長は、専門研修を円滑、かつ、能率的に実施するため、自治学院との連絡を緊密にしなければならない。

第 15 条 [略]

別記様式第 2 号を削り、別記様式第 1 号を別記様式とする。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

## 公 告

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号) 第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成 31 年 4 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグコスモス蓑原店  
都城市蓑原町 8555 外 6 筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法

せることが困難であると認めるときは、選定変更申請書 (別記様式) を所長に提出しなければならない。

2 [略]

(研修生の退所命令)

第 8 条 所長は、研修生が次の各号のいずれかに該当するときは、退所を命ずることができる。

(1)~(4) [略]

(専門研修の課目等)

第 9 条 専門研修の課目、日時、期間、研修生定員等について必要な事項は、所長が定める。

2 所長は、専門研修の課目、日時、期間、研修生定員等を定めるに当たり、関係者の意見を聞くことができる。

(効果測定)

第 10 条 所長は、専門研修が終了した場合において必要があると認めるときは、専門研修の効果の測定を行うことができる。

2 所長は、前項の専門研修の効果の測定に関し、必要な協力を所属長に求めることができる。

(記録)

第 11 条 所長は、職員の専門研修の状況を明らかにする研修記録を作成し、保存しなければならない。

2 管理課長は、前項の研修記録の作成及び保存に供するため、職員の異動について、遅滞なく、所長に通知するものとする。

(報告)

第 12 条 所長は、専門研修を実施した後、研修の実施についての報告書を作成し、これを総務部長に提出しなければならない。

(自治学院への連絡)

第 13 条 所長は、専門研修を円滑かつ能率的に実施するため、自治学院と必要な連絡を行うものとする。

第 14 条 [略]

人にあつては代表者の氏名

三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 橋正喜  
東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 2 号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番 1 号

(変更後) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番 1 号

4 変更の年月日

平成 30 年 8 月 24 日

5 変更する理由

代表者交代のため

6 届出年月日

平成31年3月12日

## 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

## (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

## (2) 期間

平成31年4月1日から平成31年8月1日まで

## 8 意見書の提出先及び期間

## (1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

## (2) 期間

平成31年4月1日から平成31年8月1日まで

## 9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成31年4月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス蓑原店  
都城市蓑原町8555 外6筆

## 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 橋正喜  
東京都千代田区丸の内一丁目3番2号

## 3 変更しようとする事項

## (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## ① 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 建物東側 41台 (第1駐車場)  
建物南側 91台 (第2駐車場)  
合計 132台

(変更後) 建物東側 36台 (第1駐車場)  
建物南側 96台 (第2駐車場)  
合計 132台

## ② 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 建物東側 12台  
(変更後) 建物東側 12台

## (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前10時から午後9時45分まで  
(変更後) 午前9時から午後10時まで

## ② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分から午後10時まで  
(変更後) 午前8時30分から午後10時30分まで (第1駐車場)  
午前8時30分から午後10時まで (第2駐車場)

## ③ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前9時から午後10時まで  
(変更後) 午前6時から午後10時まで

## 4 変更の年月日

## (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

平成31年11月13日

## (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

平成31年3月13日

## 5 変更する理由

営業政策のため

## 6 届出年月日

平成31年3月12日

## 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

## (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

## (2) 期間

平成31年4月1日から平成31年8月1日まで

## 8 意見書の提出先及び期間

## (1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

## (2) 期間

平成31年4月1日から平成31年8月1日まで

## 9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

平成30年8月2日から8月21日まで及び平成31年2月12日から2月25日まで開催した家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の修業試験の合格者は、次の受講番号のとおりである。

平成31年4月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21

## 企業局企業管理規程

企業局企業職員就業規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成31年4月1日

宮崎県企業局長 関 師 雄 一

企業局企業職員就業規程の一部を改正する企業管理規程

企業局企業職員就業規程（昭和36年宮崎県企業局企業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（年次休暇） 第9条 [略] 2 [略]	（年次休暇） 第9条 [略] 2 [略] <u>3 第1項の規定により年次有給休暇が10日以上与えられた職員に対しては、前項の規定にかかわらず、付与日から1年以内に、当該職員の有する年次有給休暇日数のうち5日について、管理者が職員の意見を聴取し、その意見を尊重するよう努めた上で、あらかじめ時季を指定して取得させる。ただし、年次有給休暇を10日以上与えた日から1年以内に新たに年次有給休暇を10日以上与える場合は、管理者は労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第24条の5第2項の規定により取得させるものとする。</u> <u>4 前項の規定にかかわらず、職員が第2項の規定により年次有給休暇を取得した場合においては、当該取得した日数分を前項の規定により管理者が取得させる日数から控除するものとする。</u>

附 則

この企業管理規程は、公表の日から施行する。

人事委員会告示

公印規程の一部を改正する告示をここに公布する。

平成31年4月1日

宮崎県人事委員会委員長 濱 砂 公 一

宮崎県人事委員会告示第1号

公印規程の一部を改正する告示

公印規程（昭和53年宮崎県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規程を同表の改正後の欄に掲げる規程に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（公印の持ち出し） 第5条 [略]	（公印の持ち出し） 第5条 [略] <u>（公印の印影の印刷）</u> <u>第6条 同一内容の文書を多数印刷する場合において、支障がないと認められるときは、その公印の印影を当該文書に印刷して公印の押印に代えることができる。</u> <u>2 前項の規定により公印の印影を印刷しようとするときは、公印印影印刷承認願（様式第3号）により公印管理者の承認を受けなければならない。</u> <u>3 公印の印影を印刷した文書は、公印印影印刷物受払簿（様式第4号）により、その使用状況を明らかにしておかなければならない。</u> <u>（その他）</u> <u>第7条 この規程に定めるもののほか、公印の取扱いについては、公印規程（昭和37年宮崎県訓令第6号）の規定を準用する。</u>

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

公安委員会規則

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年4月1日

宮崎県公安委員会委員長 島 津 久 友

宮崎県公安委員会規則第3号

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

宮崎県道路交通法施行細則（昭和35年宮崎県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第3（第10条関係）		別表第3（第10条関係）	
路線名	区 間	路線名	区 間
[略]		[略]	
東九州自動車道	[略]	東九州自動車道	[略]
[略]		東九州自動車道	<u>日南市北郷町郷之原字中鶴甲 862番 1 地先から日南市大字東弁分字中村乙 169番 1 地先まで</u>
[略]		[略]	
一般国道10号（ 都城志布志道路）	<u>都城市平塚町3071番 3 地先から都城市五十町4655番 1 地先まで</u>	一般国道10号（ 都城志布志道路）	<u>都城市南横市町7809番 6 地先から都城市五十町4655番 1 地先まで</u>
一般国道 218号	[略]	一般国道 218号	[略]
一般国道 218号	[略]	一般国道 218号	[略]
[略]		一般国道 218号	<u>西臼杵郡日之影町大字七折字末市 13983番 1 地先から西臼杵郡日之影町大字七折字高野 13022番 1 地先まで</u>
[略]		[略]	
県道宮崎インタ ー佐土原線	<u>宮崎市吉村町松熊甲4740番20地先から宮崎市新別府町前浜1401番 254地先まで</u>	県道宮崎インタ ー佐土原線	<u>宮崎市吉村町松熊甲4740番20地先から宮崎市佐土原町下那珂字中溝2637番 1 地先まで</u>
[略]		[略]	
延岡市道出北通 線	[略]	延岡市道出北通 線	[略]
[略]		延岡市日の出通 線	<u>延岡市日の出町 1 丁目17番 9 地先から延岡市日の出町 2 丁目 2 番 8 地先まで</u>
[略]		[略]	
国富町道田尻平 田線	[略]	国富町道田尻平 田線	[略]
[略]		日之影町道西深 角岩戸線	<u>西臼杵郡日之影町大字七折字布平 13370番 2 地先から西臼杵郡日之影町大字七折字高野 13013番 1 地先まで</u>
[略]		[略]	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第3号

警備業法（昭和47年法律第 117号）第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、鹿児島県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成31年4月1日

宮崎県公安委員会委員長 島 津 久 友

1 検定の種別、級及び検定実施日時

種 別	級	実 施 日 時
貴重品運搬警備	1 級	平成31年7月5日（金）午前9時から午後5時ころまでの間

2 級	平成31年7月4日（木）午前9時から午後5時ころまでの間
-----	------------------------------

※ 当日の受付は、午前8時30分から午前9時までの間に済ませること。

2 実施場所

宮崎県宮崎市清武町今泉丙2559番地 1

宮崎県建設技術センター

3 定員

各15人（鹿児島県公安委員会が受付する受検者を含むものとし、受付先着順とする。）

4 受検資格

(1) 1 級

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属してい

る警備員で、次のいずれかに該当するもの  
 ア 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第8条第1号に該当する者

イ 検定規則第8条第2号に該当する者として、都道府県公安委員会から貴重品運搬警備業務に係る1級検定受検資格認定書の交付を受けているもの

(2) 2級  
 宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員

5 検定申請手続

(1) 受付期間

平成31年5月7日（火）から同年5月17日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 検定申請書等提出先

受検者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署（郵送による提出は認めない。）

(3) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 住所を疎明する書面（宮崎県内に住所を有する者に限る。）

ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面（宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。）

エ 写真2枚（申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

オ 貴重品運搬警備2級検定合格証明書の写し及び貴重品運搬警備2級検定合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを証する書面（1級検定申請者のうち検定規則第8条第1号に規定する者に限る。）

カ 1級検定受検資格認定書（1級検定申請者のうち検定規則第8条第2号に規定する者に限る。）

キ 代理の者が提出する場合は、申請者の委任状

6 手数料

検定申請書を提出する際、16,000円相当額の宮崎県収入証紙により納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

7 検定の方法等

1 設立届

○その他の政治団体

(ハ) 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の候補者の氏名及び公職の種類（第2号）	届出年月日
青俊会	松田 真 義	吉 田 博 俊	宮崎市橋通東2丁目1番4号テツカビル 102号	武井俊輔、衆議院議員	平成31年2月26日

(ニ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
高山秀明後援会	高 山 秀 明	高 山 雅 美	宮崎市霧島4-47	平成31年1月4日
時任さおり後援会	時 任 砂 織	時 任 孝	宮崎市佐土原町下那珂 11618-1	平成31年1月4日

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

(1) 学科試験の内容

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

エ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。（1級に限る。）

オ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の内容

ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

イ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。（1級に限る。）

ウ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

8 その他

(1) 受検票は、当日検定会場で交付する。

(2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴を持参すること。雨天時には雨合羽等も持参すること。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定に関する目的以外に使用しない。

(4) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係（代表電話0985-31-0110）に行うこと。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第24号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項、第7条第1項及び第17条第1項の規定により、政党その他の政治団体から設立、異動及び解散の届出があったので、同法第7条の2第1項及び第17条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成31年4月1日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明



宮崎県保育推進連盟	弘 中 信 厚	山 田 卓 志	宮崎市橋通東1丁目7-18橋保育園内	平成31年1月4日
いちぢたかみ後援会	伊知地 孝 美	坂 口 好 和	宮崎市田野町南原2丁目19-26	平成31年1月7日
かきはらさところ後援会	柿 原 康 司	柿 原 聡 子	日南市吾田東八丁目7番5-8号	平成31年1月11日
かたひら達也後援会	片 平 達 也	片 平 由 美 子	宮崎市大字新名爪8番地58	平成31年1月15日
延岡じっとしちよ連	松 田 勝 則	松 田 悦 子	延岡市北一ヶ岡2丁目7-3	平成31年1月15日
三輪邦彦と共に市民の幸せを目指す会	成 合 新	釘 宮 昌 平	日向市亀崎西2-153	平成31年1月15日
まいた重治後援会	藤 原 十 四 郎	舞 田 幸 子	小林市堤2658番地 149	平成31年1月16日
黒木ひでかず後援会	梶 原 万 次	黒 木 英 和	日向市富高3302番地	平成31年1月18日
山岡節夫後援会	山 岡 節 夫	大 川 満	東臼杵郡門川町加草1-87	平成31年1月22日
いわもと礼子後援会	岩 元 礼 子	岩 元 満 樹	西諸県郡高原町大字蒲牟田7529-2	平成31年1月24日
宇都宮三良後援会	河 野 哲 也	高 橋 正 浩	東臼杵郡門川町大字門川尾末8807-51	平成31年1月25日
出口希俊後援会	黒 田 朝 明	出 口 仁 己	東臼杵郡門川町東栄町4丁目3-23	平成31年1月25日
広瀬拓也後援会	佐野田 光 二	黒 木 祐 也	東臼杵郡門川町東栄町3丁目7番2号	平成31年1月25日
田中光子後援会	田 中 光 子	田 中 葵	北諸県郡三股町宮村2934-22	平成31年1月31日
比江島久美子後援会	比江島 久美子	比江島 幹 章	延岡市伊達町3丁目6005-2	平成31年1月31日
松浦美緒後援会	松 浦 美 緒	松 浦 豊	児湯郡新富町大字新田6213-3	平成31年1月31日
みやざき未来の会	井 上 清 美	古 本 政 子	延岡市塩浜町2丁目1803-2	平成31年1月31日
まえはら淳一後援会	前 田 勲	前 原 淳 一	西諸県郡高原町大字広原5727	平成31年2月4日
貴嶋けんたろう後援会	貴 嶋 憲 太 郎	貴 嶋 京 子	小林市南西方5146-4	平成31年2月6日
日高利夫後援会	日 高 利 夫	吉 野 勝 博	東諸県郡国富町大字嵐田 787番地	平成31年2月8日
北村康広後援会	北 村 康 廣	北 村 文 子	宮崎市大字島之内6996-3	平成31年2月12日
阿萬誠郎氏を応援する会	阿 萬 誠 郎	阿 萬 誠 郎	児湯郡新富町大字新田6236番地 1	平成31年2月13日
坂口孝一郎後援会	松 元 藤 好	坂 口 エ ミ	西諸県郡高原町大字蒲牟田5626	平成31年2月15日
とみながちかONELOVE宮崎会	富 永 千 香	栗 林 さ や 香	宮崎市下北方町平田 903-16ダイアパレス神宮の杜伍号館1204	平成31年2月15日
三股を良くする会	荒 武 辰 弘	荒 武 八 重 子	北諸県郡三股町樺山4463-2	平成31年2月27日
松岡ゆうき後援会	松 岡 祐 樹	松 岡 早 織	日南市大堂津4-3-4	平成31年2月28日

## 2 異動届

○政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
自由民主党日之影町支部	甲 斐 徳 仁	主たる事務所の所在地	西臼杵郡日之影町大字七折1064番地	西臼杵郡日之影町大字七折 13703-ハ	平成31年1月15日
		代 表 者	甲 斐 徳 仁	杉 本 道 生	
		会 計 責 任 者	甲 斐 睦 彦	佐 保 満 男	
自由民主党高鍋町支部	後 藤 正 弘	主たる事務所の所在地	児湯郡高鍋町大字上江6219-3	児湯郡高鍋町大字持田2761-4	平成31年1月24日
		代 表 者	後 藤 正 弘	前 田 達 志	
		会 計 責 任 者	青 木 善 明	小 野 繭 子	

自由民主党日向支部	畝原 幸裕	会 計 責 任 者	日 高 和 広	日 高 和 広	平成31年 2月8日
-----------	-------	-----------	---------	---------	---------------

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
森田久寛後援会	松 本 三 雄	主たる事務所の所在地	東臼杵郡美郷町西郷山三ヶ4461-1	東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ4461-1	平成26年 4月1日
都城地区建設業政治連盟	長 友 俊 美	代 表 者	長 友 俊 美	堀之内 芳 久	平成30年 4月25日
九州南部たばこ販売政治連盟宮崎支部	落 合 恵 一	会 計 責 任 者	玉 置 節 子	矢 野 直 幸	平成30年 10月31日
ディベート.com日本のせんとく	長 友 和 寛	主たる事務所の所在地	宮崎市天満町10-31富士コーポ 203	宮崎市清武町加納甲1960-3	平成30年 12月6日
河野しゅんじ後援会	河 野 俊 嗣	主たる事務所の所在地	宮崎市川原町5-10ミックス川原10F	宮崎市新栄町 109街区1-1	平成30年 12月31日
うちだりさ後援会	西 府 茂 樹	主たる事務所の所在地	延岡市出北1丁目23-13	延岡市出北1丁目23-11	平成31年 1月1日
吉玉誠後援会	山 口 孝 広	主たる事務所の所在地	延岡市浜町4821番地	延岡市塩浜町4丁目1625番地8	平成31年 1月4日
さこま輝昭後援会	田 中 義 貞	代 表 者	田 中 義 貞	重 久 義 輝	平成31年 1月5日
		会 計 責 任 者	高 坂 景 昭	重 久 義 輝	
くすのせ寿彦後援会	楠 瀬 寿 彦	主たる事務所の所在地	西都市大字妻1521番地	西都市大字下三財8385番地	平成31年 1月7日
反田よしみ後援会	清 水 計 吉	代 表 者	清 水 計 吉	安 田 時 弘	平成31年 1月7日
つうてつさわやか会	黒 木 通 哲	会 計 責 任 者	清 水 查 百 合	黒 木 盟	平成31年 1月9日
黒木つうてつ後援会	渡 辺 博 身	代 表 者	渡 辺 博 身	野 浪 尚 文	平成31年 1月15日
		会 計 責 任 者	小 林 聖 枝	黒 木 查 百 合	
小林たかひろ後援会	小 林 隆 洋	主たる事務所の所在地	日向市大字幸脇1202番地	日向市大字幸脇1088番地2	平成31年 1月17日
市民と市政を繋ぐ会	吉 田 和 也	主たる事務所の所在地	延岡市大門町97-1	延岡市古城町5丁目1497番地6	平成31年 1月25日
		代 表 者	吉 田 和 也	吉 田 ひ と み	
		会 計 責 任 者	吉 田 真 樹	吉 田 茂 仁	
こうづま経信後援会	松 岡 洋 一	代 表 者	松 岡 洋 一	村 原 國 雄	平成31年 1月27日
今田ひろのぶ後援会	橋 本 徹	代 表 者	橋 本 徹	小 山 隆	平成31年 1月30日
優俊会	野 崎 伸 一	主たる事務所の所在地	宮崎市橋通東2丁目1番4号テツカビル 102号	宮崎市高洲町95番地野崎ビル 303	平成31年 2月1日
岩切たつや後援会	鳥 飼 謙 二	主たる事務所の所在地	宮崎市生目台東1丁目1-1	宮崎市生目台東1丁目6-8	平成31年 2月4日
楠原更三後援会	宮 留 三 朗	代 表 者	宮 留 三 朗	神子島 克 己	平成31年 2月8日
もりこし英信後援会	長谷川 実 利	主たる事務所の所在地	日向市北町6562番地の1	日向市都町 115番地	平成31年 2月12日

一青会	中山 隆 志	主たる事務所の所在地	北諸県郡三股町餅原1310-3	都城市関之尾町7221-168	平成31年 2月22日
		代 表 者	中山 隆 志	中 野 武 夫	
		会 計 責 任 者	岩 崎 一 行	永 吉 勇 二	
いなだまさゆき後援会	平 田 耕太郎	代 表 者	平 田 耕 太 郎	平 田 実	平成31年 2月25日
富井ひさかず後援会	富 井 寿 一	会 計 責 任 者	富 井 富 士 男	太 田 育 代	平成31年 2月25日
林一彦後援会	江 藤 孝 一	会 計 責 任 者	高 橋 晴 雄	高 橋 晴 雄	平成31年 2月26日

## 3 解散届

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
津曲牧子後援会	津 曲 牧 子	平成30年12月3日
伊東よしろう後援会	伊 東 芳 郎	平成30年12月31日
くすのき会	黒 木 健 二	平成30年12月31日
坂本ただやす後援会	黒 木 重 利	平成30年12月31日
さとうひろおみ後援会	佐 藤 裕 臣	平成30年12月31日
武田政英後援会	村 上 正 勝	平成30年12月31日
谷口善典後援会	小 原 林	平成30年12月31日
東南起風会	伊 東 芳 郎	平成30年12月31日
日南地域自治問題研究会	岩 元 猛	平成30年12月31日
野中ひろみち後援会	野 中 大 路	平成30年12月31日
ひご正弘後援会	肥 後 正 弘	平成30年12月31日
肥後正弘政策研究会	肥 後 正 弘	平成30年12月31日
躍動する串間をつくる会	吉 田 宗 充	平成30年12月31日
なべくら利幸後援会	鍋 倉 利 幸	平成31年1月8日
内倉信吾後援会	富 高 健 一 郎	平成31年1月18日

## 宮崎県選挙管理委員会告示第25号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項及び第3項の規定により、資金管理団体の指定及び資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成31年4月1日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

## 1 指定届

○その他の政治団体

届出者	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
田 中 光 子	三股町議会議員（候補となろうとする者）	田中光子後援会	北諸県郡三股町宮村2934-22	平成31年1月31日
松 浦 美 緒	新富町議会議員（候補となろうとする者）	松浦美緒後援会	児湯郡新富町大字新田6213-3	平成31年1月31日

富 永 千 香	宮崎市議会議員 (候補者等)	とみながちかONE LOVE宮崎会	宮崎市下北方町平田 903-16 ダイアパレス神宮の杜伍号館 1204	平成31年2月15日
---------	----------------	----------------------	---	------------

2 資金管理団体でなくなった旨の届

○その他の政治団体

届出者	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
伊 東 芳 郎	東南起風会	平成30年12月31日
岩 元 猛	日南地域自治問題研究会	平成30年12月31日